

第四十回 参議院地方行政委員会會議録第五号

昭和三十七年二月八日(木曜日)

午前十時五十分開会

委員の異動

二月七日委員近藤鶴代君及び青柳秀大君辞任につき、その補欠として津島壽一君及び西田隆男君を議長において指名した。

本日委員小柳牧衛君辞任につき、その補欠として天坊裕彦君を議長において指名した。

出席者は左の通り。

委員長 小林 武治君
理事 館 哲二君
秋山 長造君

委員

西郷吉之助君
津島 壽一君
天坊 裕彦君
鍋島 直紹君
湯澤 三千男君
松澤 兼人君
矢嶋 三義君
杉山 昌作君
荒木萬壽夫君
斎藤 昇君
安井 謙君
川島正次郎君

國務大臣

文部大臣 荒木萬壽夫君
運輸大臣 斎藤 昇君
自治大臣 安井 謙君
國務大臣 川島正次郎君

政府委員

内閣官房副長官 服部 安司君
総理府総務長官 小平 久雄君
警察庁保安局長 木村 行蔵君
行政管理庁行政管理局長 山口 西君

行政管理庁行政管理局長 原田 正君
政務省刑事局長 竹内 寿平君
法務省保護局長 武内 孝之君
文部省社会教育局長 斎藤 正君

運輸省自動車局長 木村 陸男君
自治省財政局長 奥野 誠亮君
事務局側 常任委員 堀水与一郎君
会専門員

本日の會議に付した案件
○理事の補欠互選の件
○銃砲刀剣類等所持取締法の一部を改正する法律案(内閣提出)

○昭和三十六年五月の風害若しくは水害、同年六月及び七月の水害、同年七月、八月及び九月の水害若しくは風水害又は同年八月の北東濃地震による災害を受けた地方公共団体の起債の特例等に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○地方行政の改革に関する調査(選挙に関する件)
(道路交通に関する件)

○委員長(小林武治君) ただいまから委員會を開会いたします。
理事の補欠互選についてお諮りいたします。

過般、私が委員長に就任いたしましたため、理事一名が欠員となっておりますので、この際、その補欠を互選いたしますと思ひますが、便宜その指名

を委員長に御一任願うこととして御異議ございませんか。
〔異議なしと稱ふ者あり〕

○委員長(小林武治君) 御異議ないと認め、館君を理事に指名いたします。

○委員長(小林武治君) まず、銃砲刀剣類等所持取締法の一部を改正する法律案を議題とし、提案理由の説明を聴取いたします。安井國務大臣

○國務大臣(安井謙君) ただいま議題となりました銃砲刀剣類等所持取締法の一部を改正する法律案につきまして、その提案理由及び内容の概要を御説明いたします。

銃砲刀剣類等は、その性質上人を殺傷する機能があり、往々にして犯罪の用に供される危険性がありますので、過去におきましても、危害防止の観点から、銃砲刀剣類等について、事態に即して必要な法的規制が講ぜられて参つたのであります。

ところが、遺憾ながら、最近において、銃砲刀剣類または危険な刃物を用いて暴力犯罪を犯す傾向が高まつて参り、社会不安を引き起こしているものと見受けられるのであります。

政府におきましても、暴力犯罪の根絶のため、総合的な施策を推進してきているところであり、その施策の一環として、銃砲刀剣類等の所持や携帯の規制に関する現行規定を整備しますとともに、警察官が銃砲刀剣類等の取り締まりをする場合の権限等につきまして、現行法の中に明確な規定を設けることとしたのであります。

また、オリンピック競技大会の東京における開催を控えて、これに対処するため射撃競技用拳銃について、一定の要件のもとにその所持を認めることとし、あわせて射撃場の指定に関する規定を整備する等の必要を認めましたので、この法律案を提出いたしました次第であります。

次に、本法案の内容について御説明いたします。

その第一は、飛び出しナイフについて、これまで所持の禁止をしていなかった刃渡りが五・五センチメートル以下のものにつきましても、比較的危険性の少ない形状のものを除いて、その所持を禁止することとしたのであります。

第二は、これまで拳銃は、法令に基づいて職務のため所持する者等のほかはその所持が認められていなかったものであります。オリンピック競技大会等の国際的な規模で開催される運動競技会の拳銃射撃競技に用いられるものについては、それらの運動競技会を主催する社会教育関係団体から、選手またはその候補者として適当であると推定された者に限り、その所持を許可することとし、あわせて所持許可に關する手続及び許可を受けた拳銃の保管について規定いたしましたのであります。

第三は、銃砲刀剣類の所持許可の年限に關する基準を十四年から原則として十八年に引き上げるとともに、銃砲刀剣類の所持許可の申請があり、場合申請者の同居の親族に、他人の生命、財産または公共の安全を害するおそれがある者がいて、その者がその銃砲刀剣類を使用して他人の生命、財産または公共の安全を害するおそれがあると認められるときは、許可をしないことができるようにし、また、一たん許可をした後にこのような事情が生じて参りました場合にも、許可の取り消しができるようにいたしましたのであります。

第四は、所持の許可を受けた銃砲を発射することができると指定射撃場についての規定を整備したのであります。すなわち、射撃場の位置、構造設備、管理方法等の基準を定め、その基準に適合するものを都道府県公安委員会が、指定射撃場として指定することとし、基準に適合しなくなった場合には、指定を解除することができるようになりました。また、射撃場の指定に伴う必要な規定を設けたのであります。

第五は、武器製造事業者等銃砲刀剣類を製造し、または販売することを業とする者は、該受入がその銃砲刀剣類を適法に所持することができるとあることを確認した場合または所持許可証を提示した場合でなければ譲り渡してはならないこととしたのであります。

第六は、従来、業務その他正当な理由がある場合を除いて携帯することを禁止されておりましたのは、あいくち類の刃物となつておりましたが、今回このあいくち類の刃物にかえて、原則として刃体の長さが六センチメートルをこえる刃物とし、携帯禁止の対象

となる刃物の範囲を広めるとともに、その概念を明確にすることとしたのであります。

第七は、警察官は、銃砲刀剣類等を携帯し、または運搬している疑いのある者が他人に危害を及ぼすおそれがあると認められるときは、銃砲刀剣類等と疑われる物を提示させ、またはそれが隠されていると疑われる物を開示させて調べることができるとし、また、現に銃砲刀剣類等を携帯し、または運搬している者が他人に危害を及ぼすおそれがある場合には、その危害を防止するため必要があるときは、それを提出させて一時保管することができるとし、あわせてその一時保管の手續について規定したのであります。

以上が、改正法律案の提案理由及びその内容の概要であります。何にとぞ、慎重御審議の上、すみやかに御可決あらんことをお願いいたします。

○委員長(小林武治君) 本案の質疑は次回に譲ります。

○委員長(小林武治君) 次に、昭和三十六年五月の風水害若しくは水害、同年六月及び十月の水害、同年七月、八月及び九月の水害若しくは風水害又は同年八月の北米濃地震による災害を受けた地方公共団体の起債の特例等に関する法律の一部を改正する法律案を議題といたします。

まず、前回の委員会における矢嶋君の質疑に対し、あらためて政府側の答弁を求めます。服部官房副長官、速記をとめて。

〔速記中止〕

○委員長(小林武治君) 速記を始め

○政府委員(服部安司君) それでは、災害対策特別委員会における決議に関し、政府の講じた措置について申し上げます。

政府といたしましては、昨年の災害の状況にかんがみ、災害対策基本法、各種の災害特例法等を制定するとともに、昭和三十六年十月三十一日、参議院災害対策特別委員会の決議にかかる事項に関しては、その趣旨に沿って次のような措置を講じ、災害対策の万全をはかつておる次第であります。

決議の一つで治山治水事業についてでございますが、治山治水事業については、最近における風水害の状況にかんがみ、積極的にその推進をはかる所存であり、それに要する経費についても、とりあえず十カ年計画の繰り上げ投資を実施したい考えであります。このため、昭和三十三年年度予算案には、前年度に比し二・三％の増、三十三年年度以降平均伸び率は、治山一〇・二％、治水七・二％を計上しておる次第であります。

なお、河川上流部の治山砂防事業については、中小河川の改修、低地地域排水対策、河川河口部の高潮対策等とともに、特にその推進をはかりたい。また、水源地域の整備をはかるため、森林開発公団による水源林造成のため造林事業を実施するほか、公共事業による保安林改良事業を促進するとともに、森林法を改正して保安林の管理体制の整備をはかりたいと考えておる次第であります。

また、災害復旧事業については、その緊要性にかんがみ、できる限り早期完成をはかりたいと考えております。三十六年度災害についても、従来より

復旧工事の進捗を早め、その復旧の促進をはかることとしておる次第であります。

二の決議の大阪湾等高潮対策事業等の関係についてでございますが、第二室戸台風により特に甚大な被害をこうむった大阪地区における高潮対策事業については、昭和三十三年年度以降おむね三カ年を目途とする緊急整備計画、建設費要求額は百六十六億圓、運輸費要求額は百四十八億圓、計三百一十四億圓を策定し、国庫補助率を十分の三から十分の四に引き上げて事業の格段の推進をはかることとしておる次第であります。これに基づき三十三年度予算には、事業費六十八億圓、うち建設費四十一億圓、運輸費二十七億圓を計上しておる次第であります。

なお、三十六年度においても、今年度の台風期に対処して特に危険度の高い地域の工事を実施するため、当初予算の事業費二十五億五千万圓のほか、予備費または第二次補正予算により二十六億九千万圓の事業費の追加を行なっておる次第であります。

地盤沈下対策についてでございますが、地下水くみ上げ規制の対策として大阪市の城東区、都島区等に規制区域を拡大するため、三十三年度から四十年間にわたる総事業費三十億圓の計画をして、工業用水道の建設を推進することとしております。既設井戸の禁止については、工業用水道の完成した地区においてはすでに実施しており、その他の地区についても、工業用水道の完成を待つて禁止措置を講ずることとしておる次第であります。

次に建築物の規制に関する措置としては、冷房施設の転換については、

大阪府を中心とするその推進をはかつておるが、さらに政府といたしましては、建築物用地下水のくみ上げについては、工業用水と同様、規制立法を行なうこととし、その法案を今国会に提案をする予定でございます。

なお、用水のくみ上げ規制の強化とともに、これに伴う代替用水の補給については、水資源開発事業等の促進をはかりたいと考えておる次第でございます。

次に、第三の大阪泉州海岸等高潮対策事業関係についてでございますが、今回の災害による大阪泉州海岸等の復旧にあたっては、災害復旧事業費はかりでなく、さらに改良を加えるための災害復旧助成事業または災害関連事業をあわせて実施することとしておる次第であります。その堤防高及び工法は、第二室戸台風の気象、海象等を対象として決定し、なおその際、従来の災害費と改良費の割合を二対一とする原則にこだわらないで事業費の決定をすることとしたこととしておる次第でございます。

第四の決議の、気象庁関係の施設の整備関係についてでございますが、災害の予防軽減に資するためには、気象観測の整備及び予報業務の強化をはかることが必要であります。政府といたしましては、鋭意努力を重ねている次第であります。三十三年度予算には、気象庁関係予算として総額五百五十八億圓を計上しており、これは前年度に比し、約一四％の増であります。三十三年度予算では防災対策に重点を置いておるが、そのうち重要なものは次のとおりでございます。一、レーダー観測網の整備、札幌、仙台、一億五千万圓。二は、沿岸

防災気象業務の整備。伊勢湾地域六千九百万圓。三は、水害気象業務の整備。胆振、日高、釧路三支庁管内、音更川、三峰川、六千三百万圓。四で、農業気象業務の整備。青森県の半分、秋田県の半分、三千三百万圓。五で、海洋気象観測網の新設。函館、三百五十トン級一基、一億四千五百万圓。気象現象の基礎研究についても、研究の強化のため六千五百万圓を計上しており、集中豪雨豪雪等防災研究部門を中心に研究の強化をはかる方針であります。防災要員については、防災気象官を十一官署に対し二十二名の増強を初めとして、全部で七十一名の増強をはかるとしておる次第であります。さらに職員に優秀な人材を採用できるように職員の研修機関である気象庁研究所を気象大学校と名称を変えて教科内容、施設を一そう充実させる方針でございます。

第五の決議の、果樹等被害関係についてでございますが、天災融資法に基づく融資については、第二室戸台風による果樹及び人畜の被害が激甚であることにかんがみ、その貸付限度額を、果樹については十五万円を、果樹の栽培またはタケノコの生産をおもな業務とする農業者については三十万円、果樹栽培を専業とするものについては五十万円に引き上げるとともに、その償還期限を五年から七年に延長する特別措置を講じた次第でございます。融資額については、第二室戸台風分として、果樹等を含め、農林漁業者に対して百二十八億圓の融資枠を設定しておる次第であります。また、凍上等の被害等を受けた果樹の改良あるいは補

植に要する資金については、農林漁業金融公庫資金の果樹植栽資金を融資することとし、その利率については、従来の年七分七厘を据置期間中五分五厘、償還期間中六分五厘とする特別措置を講じた次第でございます。なお融資ワタについては、災害復旧の重要性にかんがみ、既定資金から融資することがなす資金の不足する場合は、実情に即し調整することとしている次第でございます。

以上、政府のとつた措置を申し上げる次第でございます。

○矢嶋三義君 先般の委員会では御質疑をして、責任者が不在のために答弁が残っている部分が官房長官にすする質問の今の答弁のところ、それから自治大臣と警察庁長官にもあったのです。部下からお伝えいたしまして、それに対する答弁を次回の委員会でも承ることになっておりますので、副長官への質疑終了後それを伺いますから用意をさせていただきます。

ただいまの副長官の答弁は、その態度といい、内容といい、質問者の満足するところであります。おおむね満足します。どうしてここにお出まし願ったかという、前国会では特別委員会がありまして、御承知のごとく、十四本一括付託されたわけですが、そして最終段階で十月下旬の九州、四国、中国、近畿地方等に生じた災害に対して、準じて処置すべきだという本院の決議がありまして、それに基づいてこのたび内閣から法案が提出されたわけでありまして、特別委員会が設置されなかつたために、それぞれの当該委員会に付託されたことは御承知のとおりです。しかし、この法律案なるも

のは、前国会において審議可決された法律案と、形式的にも内容的にも関連がありますので、本院の決議に対しての内閣のその後とられた措置について一応承つたわけですよ。よくお調べいただいて御答弁いただきたいが、時間の制約がありますから二、三点だけ質問を終わりたいと思います。

第二項、第三項、第五項、これらの点については、おおむね私はけっこうだと思ひます。非常に内閣の誠意が認められます。ややもすると、国会の、立法府の決議が行政府で無視される傾向がありますが、あえて私は何つたわけですが、決議のとおりにはなっておりませんが、それはやむを得ないと思ひます。誠意が認められますので満足いたしますが、この第一の項では、「災害復旧事業三カ年完成の制度を改善し、年限の短縮をはかるべきである」、これは多年度見られて参りました点で重点なんですね。三カ年計画の三・五・二では比率も上がらないし、現行の三・五・二の比率を変えたいというところは、関係者からも、また国会でも論じられたところから。その点について、先ほど抽象的な答弁で終わつておられますが、この点について、さらに質疑の趣旨にのつとて今後善処していただきたいということを強く要望いたしておきます。

それに関連して、この法律と直接関係があるのですが、先般も政府委員にお伺いしたわけなんです、現地に回つてみますとね、この災害復旧に対する小災害までめんどろを見ようという国の施策の方向が明確になつて、そして臨時国会でもあれ決議し、予算措置もされるということが方向としては

明確になつていくにかかわらず、遅々として進んでいないという点、非常な私不思議に思ふのですがね。これは一つには、僕は地方公共団体の行政能力の十分というのですか、熱意は僕はあると思うのですがね、そういう点があると思う。都道府県段階における市町村自治体に対する助言指導も十分なんじゃないですかね。さらには中央官庁の各地方自治体に対する助言指導もやっぱり十分なところがあるのじゃないか。そのために、国の施策の方向が明確になつていくにかかわらず、復旧は遅々として進まないで、そして住民に迷惑をかけている。これは、主権者の立場に立てば、非常に残念なことだと思ふんですね。われわれが国会で法案なり、あるいは予算を審議して、その方向づけをして、そして災害復旧をしたいという悲願に燃えているだけに、非常に遺憾に思ふんですが、その点に対する所見と今後のとらえられべき措置について、お答えいただきたい。

○政府委員(服部安司君) お答えいたします。

災害復旧が遅々として進まないことについて、いろいろ隘路を御指摘ありましたが、御指摘のとおりと私もすなおに認めます。そこで、今後は関係各省とも緊密な連携をとつて、すみやかにこの復旧がはかれるように、政府のとつたいわゆる法的根拠に基づいて助言指導をできるようにひとつやつていきたいと考えておりますので、御了承願ひたいと思ひます。

○矢嶋三義君 第二点は、この決議の第四項ですが、気象庁関係についての施設並びに定員について、るる御説明がありました。そういう点は、予算書

を見ますと出てくるようです。しかし、これは非常に不十分だということ、私は指摘しておきたいと思ふ。私は例年、野党議員ですが、予算編成段階に、一次復活、二次復活、三次復活の段階で、あまり好ましい傾向じゃないけれども、この中に入つてくるのをならわしにしているのです。内閣の予算の編成権を侵犯しない程度において、そういう時期に圧力団体が全くないわけなんだ。圧力団体が全くないわけじゃない。しかし、現実の問題として、圧力団体があつた場合、それによつて日本の予算の性格が変わるということ、これはよしあしは別として、僕は悪いと思ふんだけれども、現実にある。気象庁関係は、重要な事柄にかかわるから、そういう関係がないから、もう過程を見まして、内示から、一次、二次の復活段階から見まして、結果から見ても、不十分ですよ。さつき言つたように、努力と誠意の跡は見受けられます。しかし、日本の地理的条件とか気象の複雑な要素とか、あるいは年々災害に襲われるその気象業務の重要性という点、他国に例を見ないほど重要な日本の気象行政については、これは所管運輸大臣の責任も私はあると思ふのです。決議の趣旨に沿つた誠意は若干認められるが、不十分であるというところは私は指摘しておきます。要請いたしておきます。これは、所管大臣にとくと運輸省の政府委員からお伝えおき願ひたいと思ひます。

それから最後に、この件で副長官にお伺いしたい点は、この決議に基づいて十月下旬の災害対策として法律案を出されてきたことは、非常に適切

でけつこうなことだと思ひます。臨時国会で出された法案は十四件あつたわけですが、このたび分散付託されたものを見ますと、四件出ているようですね。これはなんですか、災害地からいろいろ陳情もあつたでしょうが、その陳情を検討し、また災害の実情を調査した結果、臨時国会で処置した災害地域に準ずる措置としては、この四法律案と、その裏づけになる補正予算案で十分だと、こつくり判断を内閣として出されたか、かように了承してよろしゅうございませうか。

○政府委員(服部安司君) お答えいたします。

御承知のとおり、災害の特別立法の事後に生じた問題の点だと心得ておるのですが、それでいいでしょうか。

○矢嶋三義君 そつてです。

○政府委員(服部安司君) 政府といたしましては、財政上できる限り鋭意努力をいたしまして、この立法後に起きた災害復旧を完全復旧するためにいろいろ措置を講じた次第でございます。

十分であるかどうかという点でございますが、先ほど申し上げましたとおり、財政上許す限りの努力を払つたつもりでございます。

○矢嶋三義君 先日残つておりました本法律案に対する質疑はこれで終わります。

○委員長(小林武治君) ごく簡単にひとつお願いいたします。

○矢嶋三義君 委員長のお許しをいただきまして、次の案件に移る前に、自治大臣並びに警察庁長官に保留してある答弁を求めます。

それは緊急案件として先日の委員会でも、あなたの方の部下である政府委員のほうに質疑をしたわけです。大臣並びに長官がお見えになっていないから、この質問の趣旨をお伝えいただき、どういう御所見を持たれ、いかに対処されるかをお答えを願いたいと申し上げておいたわけです。その要点は、選挙に関する問題、選挙法の改正問題は、国民注視の間に進められている。御承知のごとく一昨年の腐敗選挙のあとに全国民の輿望のもとに超党的に選挙制度審議会というものが発足した。それらの経過その他については今さら申し上げるまでもないと思う。そうして結論として申し上げることは、その経過からいって、あの選挙制度審議会の答申内容というものは尊重しなければならぬ義務を課されておりますが、尊重しなければならぬというところは、経過から明白だと私は思うのです。行政府においても立法府においても言えると思うのです。そうして、あの審議会の会長の野村さんは非常にまじめに精力的で、いまだかつてないほどの私は審議状況だと思っております。そうして、今国会に間に合うようにというので、とりあえず第一次答申をされた。私はその行政府のこれに対する取り扱ひ方を注視しておったわけなんです。ところが、二月五日になつて、与党からちょっと水の入るような傾向が出てきた。それまでは二月九日

には閣議決定をして提出する、そういう成文作業が進められておった。ところが、二月五日になつて、与党から少し提出前に協議したいという要望があつて、提出がおくれるであろうというところが報ぜられていた。さらにその以前の問題として、尊重するといつても尊重の仕方がある。その答申のおもなる部分を取り入れなければ尊重をしたことにならないと思うのです。量的にこれだけの幅があつた場合に、量的に入割を採用してもそのウエイトを置いてある部分を取り入れられなかったならば尊重したことになるかと思ふ。その最もウエイトのあるところは、罰則強化とか高級公務員の立候補制限といふものは、最もウエイトを置いたものだと私は判断いたします。で、事務当局の作業段階で憲法関係とか、いろいろ持ち出してきててもたまたま出が、それに加えて、最終段階になつて与党側から意見が出て、この提出がおくれそうだしということ、ゆゆしき問題だと思ふのです。われわれ野党委員としては、たとえ法律案が出てきてとやかくないにしても、わが国の国会の審議実態からいって、おそきに失するおそれがあるわけで、緊急案件として先般お伺いをしたわけです。私は、ここではっきり大臣から答弁していただきたいのですが、あの答申の主要な部分は、文字どおりに、内閣としては尊重して、これを法案文化として、立法府の御審議を仰ぐのだ、この基本的態度、それから審議会が充足し、答申が行なわれた経過からいって、一日も早く国会に提出すべきである、この二点についての御見解、あなたの御決意をはっきりここで承つておきたい。

○委員長(小林武治君) 委員長から申し上げますが、ただいまの矢嶋君の発言につきましては、委員長は災害関係の案件と誤解いたしておりましたので、この問題については、ひとつあと回しに願ひたいと思ひます。答弁は後日に願ひます。

○矢嶋三義君 それならば、災害関係の終わったあとで答弁願ひたい。

○委員長(小林武治君) ただいまの災害案件につきましては、他に御発言がなければ、本案の質疑は終局したものと認めて御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(小林武治君) 御異議ないと認めます。

これより討論に入ります。御意見のありの方は、賛否を明らかにしてお述べを願ひます。――別に御意見もなければ、討論は終局したものと認めて御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(小林武治君) 御異議ないと認めます。

それでは、これより採決に入ります。昭和三十六年五月の風害若しくは水害、同年六月及び十月の水害、同年七月、八月及び九月の水害若しくは風水害又は同年八月の北米濃地震による災害を受けた地方公共団体の賠償の特例等に関する法律の一部を改正する法律案を問題に供します。本案を衆議院送付案どおり可決することに賛成の方の挙手を願ひます。

〔賛成者挙手〕

○委員長(小林武治君) 全会一致でございます。よつて本案は、全会一致を以て可決いたしました。

なお、諸般の手續等につきましては、先例により、これを委員長に御一任願ひたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(小林武治君) 御異議ないと認め、さう決定いたしました。

○委員長(小林武治君) なお、特にただいまの矢嶋君の発言につきまして、ごく簡単に自治大臣の発言を求めます。安井自治大臣。

○国務大臣(安井謙君) 選挙法の改正につきましては、矢嶋委員からの御質問二カ条、答申の趣旨を十分尊重するか、なるべく早く提案をするかどうか、こういう点、いずれもごもっともな御質問でございます。あるいは御承知のとおり、答申の趣旨は十分尊重すべし、こう書いてありますので、これを十分尊重して、今、法律案の作成を練つておるところであります。ただ答申そのものは、法律になるような文章じやございませんし、法律技術上の問題あるいはその他の問題で、これが一言一句変わらぬということには、これは参らなれないと思ひますが、十分これを尊重してやるつもりでございます。

なお、提出の時期につきましては、これはなるべく早いところをと思つておりますが、何分、相当広範囲にわたる答申でございまして、それぞれの関係当局とも十分技術上の問題の検討を用意しております。まだそれが完全なところまで参つておりません。一、二まだ結論を得ておらぬところもございまして、これは早急にまとめたいと思つております。

なお、党との関係でいろいろあるやに聞かぬというふうなお話でございしますが、この点は、政府といたしましては、法案を提出するに際しまして、与党に連絡協議することは、これは当然でございまして、その手続はとらうと思ひますが、これは今の法案が成立し次第となるつもりでありまして、その手続もできるだけすみやかにやりまして、なるべく早く提案をしたい、目下御意努力をいたしている最中でございます。

○矢嶋三義君 委員長、もう一周……。

○委員長(小林武治君) 矢嶋君、簡単にひとつ。

○矢嶋三義君 その答弁は、それで承つておきます。私は、内閣の法案成文作業を見守つて参りますから、今の答弁の趣旨のとおりに進めてもらいたい。

もう一つお答えいただきたいということになつておつた問題は、自治省並びに警察庁関係の予算説明を承つたわけなんです。その中に、今度の夏に行なわれる参議院選挙の取り締まり、公明選挙推進に関する予算が数億円計上されておるわけですね。ところが、私が指摘したことは、選挙が告示される前に選挙の勝負がきまつてしまふのだ。今、ちまたを見渡せば、だれが見たつてこれはけしからぬというふうな選挙運動が白昼堂々と行なわれている。供応なんかは、もう全く天下晴れて行なわれているのが実情だ。頭をかきけることではないです。自治大臣知つていますよ。――あなたはさういふときに公明選挙運動もやらないで、警察が取り締まりも、警告もしないで知らぬ顔をしておつて、勝負がきまつて、

御指摘のとおり、選挙を公明にやらなければいかぬということは、われわれも十分心得ておりまして、したがいまして、公明選挙のために要する費用も、三十六年度から増額をしまして、これはマスコミ、その他の力もかりま

も非常に関連があると思うものがございますから、一言それを申し上げたい。御承知のように、交通問題については、新道交法が実施されて、昨年は何とかこれでいけそうだという感じを持たした。横ばいになり、ある種の事

議題でしたが、どうかこういったような方針が具体化せられるという意味において、この問題をひとつ御検討願ひ、また、国会としても対処すべきものだといふ私の所感をまず申し上げておきます。

通じて見たところでは、はつきりと出
ておらぬですね。今まで報道を見ま
して、あるいは車両の制限をする
か、立休交差をするとか、あるいは阪
神の国道の問題をどうするかという
ような、いろいろな問題は項目として

会委員が今度任命になりました。行政組織とか機構の問題を根本的に検討される、こういう機構もありますけれども、これはこれとは別で、緊急の問題としては、どうしてもこの懇談会、また、政府等において直接にこれを処置

すること、しかし、必要な法律を今国会に出すという態勢が望ましいわけですね。そういった意味において、この問題も含めて、冒頭申しましたように、この交通関係の閣僚の懇談会で協議され、すでに決定し、また実施に移しているような施策、具体的事項はどんなことになっているかということの概要をここでひとつ伺いたい、こういう次第でございます。

○国務大臣(川島正次郎君) 一応私からお答え申し上げます。

現在のように交通状態が悪化しまして混乱を起し、事故が発生いたすようになりましては、長年にわたっていろいろな原因が積み重なったのでありますが、率直に私どもはその原因の一つとして、従来交通行政が各省庁に分かれて、その間の連絡調整が不十分であったこともその原因の一つだと、この認識を得ないのであります。そこで昨年十一月の末に、閣議で相談いたしました、交通関係の閣僚懇談会を開きまして、その懇談会で各省間における連絡調整等の問題を取り上げまして、これを解決して一日もすみやかに交通混乱の緩和、危険防止をしよう、こういう趣旨でできたもので、これは臨時都市交通関係閣僚懇談会という名称でありまして、臨時的の性格である、都市に限って問題を取り上げておるのであります。ただいままで当面の応急策としていろいろ問題を取り上げて解決して参りましたが、これは後にまた申し上げますが、私どもは相当の成果があったことと、こう考えております。しかし、交通行政は永久にこれでやろうというわけではございませんで、やはり交通行政の一元化

ということを考えておりますが、しかし、交通行政一元化ということが、ただ連絡調整機関の一元化か、また、実施機関まで入るのかということについても、まだ問題がありますし、かりに実施機関まで入れるということになりますと、どの役所からどういう程度持つてくるかということも研究を要する問題でありまして、これは研究をしている最中でございます。この問題は臨時行政調査会にかけようとは考えておりません。早急を要する問題でありますからして、結論が出ますれば、政府の責任において解決するよういたしたいと、こう考えておるわけでございます。

○津島壽一君 その他の事項で今決定して実施に移しておるものとか、また、解決したいというようなもの、おもなものをお聞かせいただきたいと思っております。

○政府委員(小平久雄君) それでは、ここで私からは、従来の関係閣僚懇談会におきまして討議をされ、さらに実施をされたといったような事項につきまして、ごくかいつまんで御報告を申し上げます。

御指摘のように、閣僚懇談会において検討されました事項はきわめて多岐にわたっておるわけでございますが、これを大別いたしました上で、第一に、路面交通の混雑に対する緩和対策、こういう見地からいたしますと、第一、第一には、今国会に提案をいたすことになつております阪神地区の交通道路公団の設置、この問題につきましては、閣僚懇談会において方針を決定し、さらに閣議におきましてこれを決定して

御提案を申し上げる、こういう段階に今なつておるわけでありまして、さらにまた第二としましては、日比谷―三原橋間の地下道路の問題等につきましても、建設、運輸両大臣及び東京府知事の間で早急に話し合いの上決定すべきである、こういうことに閣僚懇談会で定めまして、それに基づいてこの問題もすでに方針の決定を見た、こういうわけでございます。

また第三といたしましては、駐車場の整備の促進の問題でございますが、現在駐車場法が施行されております地域は、御承知のとおり、きわめて特定の地域、いわゆる商業地区と申しますか、そういう点に限られておるのであります。今日、交通混雑の情勢から見ても、この駐車場の適用地域をさらに拡大をいたすべきである、こういうことが閣僚懇談会において決定をされ、それに基づきまして、具体的な方法施策を目下建設省を中心に行つて検討中でございます。

さらに第四といたしまして、道路占用工事に伴う復旧の方式の改善でございますが、これはよく御指摘がございすように、道路がしよつちゆう工事のために掘り返されておるじやないか、こういう問題でございますが、これにつきましましては、従来工事をやるべき者が、道路の管理者にこの委託をいたしまして、その間相当実際の復旧工事がおくれる、こういうようなことがあつたのであります。今後は各工事義務者がこれを即時自費で復旧をはかる、こういう方式に改めるといふことになしたわけでありまして、

さらに第五としましては、車両制限令の施行に伴いますところの路線バス、あるいは路線トラック等の早期の改善の促進であります。これも実情に即しつつ、すでにそれが実施に着手をいたしておるわけでありまして、第六としましては、交通規制の関係でございますが、御承知のとおり、右折の禁止等の交通規制が強化をされておりますが、それに伴ひまして迂回路の整備ということが非常に重要なものになつて参つております。これらにつきましても、逐次これを整備をいたしていくというところで、ただいまその準備にかかつておるところでございます。

さらに第七としましては、今後さらに交通の規制を行なうということになりますと、勢い、いわゆる車種別あるいは時間帯別の交通規制、こういうことにはいかなるを得ないと思つて、あります。これにつきましても、一体どういふ順序で、どういふ方法でやるべきであるかという点につきまして、これが一般経済、社会に及ぼす影響あるいは日常生活に及ぼす影響、これらを検討しながら、各般にわたつて研究をいたしておるところでございます。その詳細等につきましては、後ほど警察関係から御説明をいたしたいと思います。

さらに第八としましては、道路、特に交差点の立体化あるいは現在の歩道というものは場所によりまして、比較的幅が広過ぎると申しますか、そういうところのある所もあるやうであります。そういう個所におきましては、歩道のある程度削削をいたしまして、車道の容量を拡大すべきであらう、こういうことも決定をいたしまして、実際にこれをどこで行なうべきかという点

を検討をいたしておるところでございます。

さらに第九といたしましては、御承知のとおり、東京都の交通に關しましては、警視庁に交通情報センターが設けられておまして、時々刻々の交通事情を一般のタクシーその他に流して、情報を提供いたしておるのであります。現在の施設は、きわめて幼稚と申し上げる何ですが、不十分であります。そういう点も考えまして、この交通情報センターの近代化と申しますか、その施設を充実いたしまして、より正確に、また、よりスピーディーに交通の情報がキャッチでき、また、これを通報できるようにいたすべきだ、こういう方針をきめました。それにつきましても、目下その設計等につきまして検討をいたしておる段階でございます。この点につきましては、東京のみならず、とりあえず大阪にもこれを設けるべきである、こういうことを決定をいたしておるわけでございます。さらに第十としましては、路面電車の整理統合と申しますか、こういう問題もかねがねこれは問題になつておるところでございますが、これにつきましては、何分にも関係する問題が多い上に、当面の施設者は東京都なり、その他の大都市でございます。それらとも打ち合わせの上、整理統合するといふ方向においてひとつ御検討をいたしておる段階でございます。さらに十一としましては、駐車禁止区域の拡大あるいは車の路上放置の取り締りの徹底、こういうことにつきましても、警察当局において、この方針でたまたま善処を願つておるところでございます。

さらに十二には、御承知のとおり、現在白家用車の場合に、車庫の保有というものが義務づけられておりません。こういう関係から路上に自動車が出置かれておるといふ場合が、これは非常に多いわけでありまして。こういう点でもこれをむしろ義務づけるべきである、こういう大体的方針に決定をしております。これもその方向で、たゞいまはたしてそういう場合に法律の改正が要るかどうか、そういうことも具体的にひとつ検討をしてもらつておるわけでありまして。

さらに、かりに義務づけましても、はたしてこの車庫を持つておるかどうかというのをどういふ方法でチェックすべきであるかというよりな点も検討をいたしておるわけでありまして。以上が、大体的な交通混雑の緩和、車をスムーズに流すという面を主とした対策として、従来懇談会で取り上げられた点であります。

さらに、交通事故を防止するその対策という点から考えますというところ、まず第一には、踏切道の改良促進、これをぜひやらなければいかぬ、こういう点から考えまして、立体交差化、構造改良、あるいは踏切の保安設備のための関係法令の施行、これらもそれぞれ担当省庁におきましてすでに法的な準備を大体いたした、こういう段階にございます。

第二には、交通違反の対策でございますが、これと関連しましては、処分の簡易化あるいは迅速化ということをやはりはかるべきである。たとえば、いわゆるチケット制の採用というものを検討すべきである、こういうことになりまして、これも当局においてたゞいま検討をいたしておるところでございます。あるいはまた、罰則の強化というよりな点につきましても、これも関係法令の改正を検討をいたしておる段階でございます。

さらに、第三としましては、ガード・レールの整備、これらも特に交通のひんばんなところにおきましてはぜひともこれを実施すべきである、こういう点で、たゞいま具体的にこれも検討をいたしております。

さらに、第四としましては、運転免許資格の引き上げ、こういうことでございまして、これにつきましても、関係法令の改正につきまして目下検討をいたしておる段階でございます。

で、特に、いわゆる既成市街地の再開発と申しますか、ややともすれば、従来比較的、いわゆる郊外と申しますか、遠方に公団その他の住宅もより多く、また建築をされておるわけですが、これを、既成市街地を再開発することに、通勤、通学等のこの混雑緩和に資するべきではなからうか、こういう点で、関係懇談会におきましても、これを研究し、これは建設省のほうにおきまして、さらに根本的にたゞいま検討される、それに着手されるという段階と承知いたしております。この間、警視庁、警視總監等から、東京都内の特に交通緩和、あるいは事故防止という点から、十数項目の要望がございました。それにつきましても、それらはぜひ、でき得れば三十七年度中くらいには、これを全部とは申せないと思ひますが、比較的予算も少なくなくてできるような事項についてはこれを実施すべきである、こういうことで、具体的にどの程度の一体経費がかかるのかというところを目下検討いたしておるところでございます。また、大阪、神戸等の関係につきましても、これも十項目程度の具体的な要望が出ましたが、これらにつきましても、具体的に検討をいたしまして、実施できましますものは直ちに実施をなるべくいたしたい、こういう方針で具体的に検討を進めておるところでございます。

大体以上が、今までの経過並びに協議されました内容でございます。○津島壽一君　よくわかりました。それで、先ほど川島長官の御答弁で、行政の一元化、交通行政のやり方については慎重検討中である、その点には、あるいは総合調整的なものにして、実施部面は各省にまかす——所管省というか——という考え方が、そこに非常に重要な問題点がある、こゝろおっしゃった。これは私もそのとおり思ひます。それはなかなか容易ではないと思ひます。しかし、現状ですでに各省の権限となつてゐる——幾多の法制で実施面のことを言つてゐるのですが、それらの規定を改正し、法律を改正して、一方の省のものを他省に持つていく、他の機関へ持つていくというところは、いかなる方法をとらうか、それはぜひやつていただきたいと思ひます。たとえば、非常に卑近な例であります、自動車の登録、車体の検査というよりなものは運輸省に属してゐる。これの実行の機関として陸運事務所とか何とかでやつておりますが、それを自動車として運転し得る状態に置くのは陸運事務所である。それが違反をするということになる。警察のほうに追つかけていく。これはいかにも統一を欠いて、何というか、悪い言葉で言へば、交通警察から言へば、こんなものを認可するのが悪いのだという態度になりがちだと思ひます。ここに統制がないのですが、実施部面のことですが、そういうことは、この際あわせて、やはりひとつ、法規の改正によつて、一貫した作業はひとつどこへ集める。それを中央の交通省とか何とかでやるべきかどうかというところは別として、そういう点で、この際ひとつ掘り下げて御検討願つて、しかもこれは早いほうがいいのです、自動車の今の問題は、みんながこれはやるべきだということ、早く手につけられるものは早くやる、具体的には申しませんが、そういうことをお

願ひたいのです。それから、たゞいまの総務長官の御答弁、十分精細で、いづれも重要な問題ばかりで、これが実現は、私は、大きな交通行政といふか、交通安全といふたような部面に大きく貢献すると思ひます。ただ、今お話しになったことをずっと聞いておりました、現状の交通警察なり職員なりではたしてあいつことを言つてもできるかというのを疑うのです。たとえば、ガレージを持つていない自動車、検査してないものは違反だといふが、今日までも、自動車の登録をする場合には、必ず自分の家にガレージを持つてゐるかどうかが書いておく、その書いてあるものを、抜き検査はするでしょうが、何万も一べんにきたものを、少数の人間で検査をして、ガレージを何番地の何というところに見てきて、よしと判を押すことは、今日では不可能だと思ひます、事実上手続きで、書面検査で判を押すから、道はたに置いておくという情勢なんです。したがって、構想は全く同感であり、またたけも賛成ですが、ただ、これをやる手段というものをまず供さなければ、あとは警視庁が見て、これはやはりこんなところに置いておくのはどうだということになると、ガレージはない、探していつても、番地も、そういう家もないという事例があるというところを、ちょっと何一つ何一つ、これはけつこうなことだけれども、それに対して事務をやり得る人手をどうするかという問題を考えないと、これは結局予算の問題なんです。それからまた、たとえば今度の新道交法では、不当に道ばたに駐車してるところ

七

ろの事には、立ち退きを命ずるとか、あるいは罰金とか、——これは、アメリカでやっているように、警察のほうでどこかへ持っていくてしまふということをやっている。こちらでも法制のもとはやれるというのを聞いてゐるのです。それで、今の整備を充実するといつても、一体そういう自動車のあるは警視庁に何台ありますか。これは、一万台も不当なところに駐車して道を狭くしている。それをやるにしても、罰金を払っているかどうか、そんなことは知らぬが、十二時間置けばニューヨークあたりでは持つていってしまう。一ぱいそういうものをためるところもある。そういう整備を持つてゐる、そういう意味においては、やはり整備もなければいぬ、人手もなければいぬ、そして熱意を持つてやれるように仕事の分野をはつきりしないと、一貫的に作業のできるものを二つに分けてはいかぬ、こういうふうに思われる。そのとおりです。

そこで問題は、今の問題はよくわかりましたから、次の問題に移りますが、今申し上げました交通事故防止その他のいわゆる秩序維持、そういうふうな意味においては現在の予算がどうなっているかということになると、これははなはださういふたようないろいろな仕事をやらすことは不可能であると思われくる予算である。そこで、予算のことをちょっと聞きたい。——ここは予算委員会でないのですから、交通部門だけのことにについて、道の拡張とか何とか、これは大きい予算ですから関係ない、交通警察の關係の予算、これを国家公安委員長である安井大臣に伺いたいのですが、

直接に關係のある予算です。たとえば、三十六年度の警察庁の予算なるものは、当委員会でも各委員に配付した予算を見ますと、——これは警察庁が全部仕事をやるわけではございませう、しかし、大体的傾向として、本年度三十七年度の予算を事項別に見ますと、全体の警察庁の予算は百六十六億何千万円で、十一億何千万円の増加です。これは別問題として、その中で直接關係のあるのは保安警察關係でございします。保安警察關係の予算は、三十六年度が二億九千一百万円、三十七年度では三億二千五百万円、三百三十七万円の増しです。しかし、保安警察の予算は、防犯警察と保安警察と交通警察等に分かれてゐるわけですが、その中で一番直接のものは交通警察、これが三十六年度では千九百三十三万円で、三十七年度では千七百七十万円の増しです。その増しは、ここに書いてあるように、八十万円です。ほかに保安とか、防犯といふものは、千五百万円とか何とか——これは必要であるので、これが悪いとか多過ぎるといふことは言いませんが、どうもこの予算を見まして、交通警察は八十万円、全体の増加といふものは十一億三千三百万円、——警察庁だけで、そういうほかのものより一番貧弱な予算をあてがうて、そして全体の日本の交通警察の元締めになつてやういふことといふには足りないから、人手も足りない。まあ、ほかの整備の経費まで入つてゐるとか、いろいろあるから、交通警察の部分全部がこの予算であるといふことは申し上げるわけにいかないだろう、これは別の問題でございまいしょうから。しか

し、この各項を見ましても、一般の人は、一生懸命でやる、重大問題だと言へけれども、交通警察といふもの予算が八十万増して、ほかは何億増しておるといふことでは、どうも私は、金で仕事をやるのじゃないというけれども、整備すべきものだと思ふ。そういう意味においては、これはもうすでに提出された予算ですから、何とも申し上げられないのですが、ほかの交通警察の人間はどうか、全国的な問題、警察庁だけでなしに、これは、私も外国のほうでいろいろ聞いてみると、相当膨大なものを交通警察に先進国においてはやつてゐるのですね。ところが現在、これも正式の政府の提出した資料ですが、全体の十三万二千二人、これも増し方が少ないのです。というものは、もつと交通警察を増すべきものを増さないから、やはり普通のおさなりなことになる。そこで、交通警察の定員の増加は、御承知のように、四千五百人、三十四年度からやるべきものが、やつと三十六年度で四千五百人、三年かかつてやつたんですね。その結果が、まあ人数的に言へば約一万二千人になったのです。一割にも足りないんです。交通警察の諸外国の例を見ましても、二割といふのは最低でございまいしょう。あるいは三割、四割といふところが、交通巡査といふか、警官であるのです。これだけ世界の中で注視を浴びてゐる交通事故の大きいところで、これだけのパーセンテージの交通巡査では、今おっしゃつたようなことが、私は実行不可能だといふことは、もう現状でも手が一ぱい。地方へ私は参りまして、府県で交通問題をいろ

いろ調べてみると——所は現在言いません、差しさわりがあるといけませんから——何人いる。それが全体の二割に足らぬ警官の配置、それで今のように嚴重に取り締める。よほど重大ないろいろ違反もあり、いろいろな死者、負傷者、また普通の交通違反とか、この書類を内部の事務としてやはり全部やらなければいけません。一週間で十日でも外はほつておく、外へは出られない。内部の書類がたまつてしまふ。これはどうなるかといふことは、もうお手上げです。いふことを、私は直接責任ある地方の警察担当の方から聞いておる。このままじゃもうやつていけませんといふのが、地方の実情です。そういうことを考えますと、私は、この三十七年度の予算は、これだけ大きく去年の秋からつたこの交通問題について、さぞかし交通警察は充実されるだろうという期待を持つてゐた。この予算を見ると、また過程において、交通警察官は絶対に三十七年度では増さないんだ、警察庁には局を置く、八十万のこの予算をとつてゐるかもしれないが、そういう状態で、世界一事故の多いところに世界一少ない交通巡査をやつて、そういういろいろな経済の伸長をはかる。事故の件数、死者の数からいつても、——私はニューヨークに長くおりましたが、八百人以上になります。台数からいへば倍になる。人口は大体同じでいふ。ロンドンでもどこでもずっと以下である。八百人なんといふケースがないのに、東京、大阪、名古屋——名古屋に行つてみると、愛知県は九百何人、そういうふうになつておる。これは純々増す傾向にある。そういう意味において、私は、今

の状態からいけば、いろいろな施策を立てても、それに裏づけする人手、またいろいろな機構も組み、それに適正な予算を配置しないと、企画倒れになるおそれがないかといふことを——地方はそう思つておられます。そういう意味において、何も警察庁のちやうちんを持つわけじゃありません、広い視野から、私は、ぜひとも、この予算について、三十七年度では、聞きますといふと、あれは四千五百人三十六年度の達成方針なのだから、一人たりといへども増加しちやいぬのだ、こうおっしゃる。これはもう去年の春からの話で、私はこれはもう当然にやるべきであると思ふ。交通關係の關係懇談会でもあつたら、これはすでに提出された問題じゃないかと思ふ。これはよく警察庁から地方の実情をお調べになつて、お手上げといふ言葉をこころいふ責任者から聞くといふことは、私は非常に遺憾なことだと思ひます。もつと働いても両方はやれませんといふやうな実情であるといふことを申し上げて、私はあとで申し上げたいんですが、一体このままで、そういう企画だけがずつと出て、実施面に流していつて、やれるかといふことを考えると、全くこれは、政府の計画はいいが、実行面においては効果が上がらなかつたといふことを来年見た場合には、大きな失望だといふことを私は心配してゐるわけなんです。そういう意味において、願わくば、三十七年度の補正予算もだんだんいろいろ検討される時期でございします。そして政府は一旦となつて効率的にこれをやるということが必要だと思ひます。そこで交通問題、これはほかの問

○國務大臣(安井護君)　ただいまお話し、いろいろ今後の交通問題処理します上から、警察交通取締関係の陣容の整備ほどの程度でできておるかという御懸念についての御質問でございますが、まことにございともなお話かと思っております。

御承知のとおりに、三十七年度から交通局を新設いたしましたて、これに専心し、全国的な視野で企画に当たれるという陣容をまず最初に整備いたしております。

さらに、人間関係につきましては、これは御承知のとおり、三十四、五、六年で一万人の増員計画を達成をいたしました。三十六年度に——最後の年に、四千五百人をふやしたわけであります。これは、一万人のうちの四割、四千人は全部交通に当てるという計画で実は進んで参ったわけであります。三十七年度には、いわゆる警察定員としての予算増員はいたしておりません。三十六年度でふえました人員の有効な配置をやりやすための装備の充実、たとえば原動機付の自転車を配置する、あるいは待機宿舎を設置する、あるいは四輪自動車その他計画的に現在予定しております装備の充実によつて機動力を二倍、三倍に上げ得るという考

て、各県とも足りないという実情も十分わかっておりますので、今の四千人の増員を引き当てるほかにも、さらに機動的にでき得る限りの人間をそちらに回すということと、同時に地方警察限りで職員の増員可能な面がございます。これはまた、それぞれの面でそのの手当を進めておるようなわけでございます。その他にも、すでに増員のきまつておる場所もございます。たとえば神奈川のように、百数十名の増員が三十七年度からできておるといふと

ころもございます。今逐次そのほう
は、地方の議会の予算編成と相待ちま
して、それぞれの手を打っておるわけ
でございまして、さしあたり人員が三
十七年度警察定員としてはふえませ

のは、そういった裝備の關係で十分補いをつけると同時に、もっと機動的に、それぞれの必要に応じまして、それぞれの部門から必要な場合には増員をする。しかし、足りません分は、地方及び今後の将来の計画としては、さらに充実にいくことをやる予定であります。

○矢嶋三義君 一番大事なところを忘れておる。こちらの質問は、補正予算を考慮するかしないか聞いている。今ワク内答弁で、一番大事なことを忘れておる。

○国務大臣(安井謙君) 三十七年度補正予算ということは、ただいまここに於いて、この段階において今直ちに考へておるわけでございませんが、今御

○津島壽一君　それでは、交通警察といふのは、交通警察官だけの仕事では、今日ないのでございまして、いわゆる交通モニター制度——民間のほうでこれは非常に協力したい人が多いので、いわゆる都市交通安全宣言をやったところも六十くらいあるのです。そこで、モニター制といふのは、制度をうまく作らないと弊害がありますが、今の交通警察というものの組織の、警官の足りないところを、民間の協力によ

るといふことは、私は非常に望ましいことだと思う。それにつきまして、警察当局というか、公安関係のこれは、もうすでに去年からもうずっと長い間言われている。それが、まだほんとう

のすべり出しというか、十分にやっているところもあります。こういつた点も、国民の協力を求めてやっていくということでの事態を補っていくのか。これは、交通警察は、法律が非常にむずかしいし、いろいろな規定もむずかしいから、ただ普通の人がすぐでさるものじゃないですから、やはり機

構なり、訓練というか、勉強が要るわけですね。これは組織的にやらぬと、失敗も多いと思います。こういった部門もやはりあわせて考えるということが必要じゃないかというように思う

のですが、どの程度に今行っていますか、ちょっとお伺いします。

○政府委員（木村行蔵君） お答え申し上げます。

れぞれ独自にやっておりますのを、警察庁におきましても、昨年度の予算から、やはり国庫補助金を出すべきであるということで、各県でやっておりますのに対しまして、国庫補助金を出しまして、来年度におきましては、さらに五百万円補助金を要求しております、これが認められますと、これはまあ補助金ですから、倍額になりまするが、実際は金額としては必ずしも大きな問題ではないのですけれども、何らかの形において、モニターとしてい

ろい奉仕していただいている方に対して実費弁償をいたす、こういうふうな観点から、わずかな金でありますけれども、予算を出しておるわけでありまう。現在、全国で三万六千のモニ

ターを各県で活用しております。これは、今津島先生お話しのように、何らかの形において、モニター制の各県それぞれ持ち味があつて、いろいろやり方において長短があるのであります。その長短を、お互いに採長補短し合ひまして、十分に伸ばしていくと同時に、何らかの形においてこれを組織化

していくということは、非常に必要か
と思ひますので、いろいろ研究いたし
ております。

○津島壽一君 それじゃ最後に、だ
いぶまだほかの方もあつたようですか

今補助の問題が出て、モニター来年度五百万円というお話です。これは、本格的にやるなら、一県十万円に足り

長官にお聞きしたいのですが、これは予算を批判するわけじゃないのですか、新生活運動という予算が、これは三十七年度は二億五千万円になっていゝる。三十六年度が一億三千万円、一億二千万円増しで二億五千万円、倍額くらいにした。これは非常にいいことだと思ふので、これを批判するのじやないのです。一億二千万円も一挙に増額するということは、補助金というか、これは助成金でございますが、それと國民に、國土をきれいにするとか、

いろいろそういうた新生活運動に即したものをやる、これは非常にいいことなんです。しかし、この面に一億二千万円も増すということならば、正面切つてこの大きな問題に対して、政府

がもつと、今のモニター五百万円、たとへば国民運動をやろうという全国の一交通安全協会五百万円、それはほかかからも金はとれますよ、とれますけれども、政府の予算の均衡というものをちゃんと考えて、これだけのものなら力を入れる必要はないと、——まあこれはよくないことですが、——そういう考え

方になりやすいですね。でありますから、総理府のほうにも交通対策本部もあり、そして新生活運動にこのまるがかえの二億五千万円をお持ちになるならば、今のモニターに五百万円、それ

で五万人もやるのだということになると、一人幾らになりますか、非常にわずかなもので、そして一方警察官の補充といふことを充實ができないで地方

が手をあげているということであり、すので、私はこれはちよつとお考え願いたいと思ふのは、もつと計画的に全国の国民が協力し得るような体制を作つてあげて、そしてついで来いといふまゝあつて来いと言つても来ないかも知れませんが、政府としては体制をきちつとおとりにするといふことが、この問題を解決する上においての大きな効果的なものが私にはあるのではないかと。民間の方がやろうと思つても、政府が本腰を入れてくれぬといふものが多いのですが、そこはどういうふうに、総理府交通対策本部長として、そういう新生活運動についてどう考えられるか。これはちよつと小さい問題をだけども、今補助金といふことを言われたから、言いたくなかつたけれども、ちよつとこれを一つお伺したいのです。

○政府委員(小平久雄君) 新生活運動に対する助成予算と、交通安全——交通に関する予算と申しますか、それとバランスがとれぬじゃないかという御趣旨と思ひますが、実は新生活運動につきましても、御承知のとおり、この三十七年度を期しまして、都市を中心として全国的にいわゆる国土美化運動を展開したい、こゝろ希望が非常に強くございました。政府といたしまして、それらの関係を勘案いたしまして、御指摘のとおり、三十七年度におきましては、二億五千万円の予算を組んで、御審議をいただくことになつておるわけでありまして。実は、本年初頭に、新生活運動協会の理事会がございまして、私もたまたまその席に列席をいたしましたので、三十七年度においては、予算案が通るならば、新

生活運動に対するこの予算が非常に前年度に比しまして増額いたすことでもあるからして、協会がもう喜んでおります。いわゆる国土の美化運動、それとの関連におきましても、ぜひ交通安全の關係についても、これは積極的な美化といふことと直接関連がないと言へばありませんが、いわばその美化の前提として、この交通安全防止といふことはきつめて重要なことであるからして、交通安全協会とも十分連携をとつて、この面にも大いに力を注いで、三十七年度はひとつやつてほしい。それと同時に、国土の美化といふこともまた、オリンピックを控へまして、特に都市の環境を整備する、美化する、こゝろいふ面。実は交通安全の關係と、オリンピックに備へての都市を中心とした国土の美化、これらをひとつ重点的にぜひ考へて、三十七年度においては運営をしてほしい、こゝろいふ私は、注文と申しますか、それを新生活運動協会の当局に述べておいたのであります。それと関連いたしまして、実は予算編成の途中におきましても、これは津島先生会長さんですからも、お聞き及びと思ひますが、安全協会の専務さん等にもお目にかかつて、こゝろいふ際であるからぜひ安全協会のほうの補助も従来にましまして大いに獲得できるように一つおやりなさい、われわれも及ばずながら努力しなさい、協力しなさい、こゝろいふことも、直接の私の管轄じゃございませんが、予算の關係から申しますと、私はさういふお話を申し上げ、予算ができました後におきましても、専務さんにお目にかかつて、何とか新生活運動協会のほうと連携をとつて十分ひとつおやり願ひ

たいというお話を、実は私も申し上げておつたのであります。全体の額がどう、バランスがどうといふことになりまして、これはいろいろ見方があると思ひますが、御趣旨は十分体ししまして、新生活運動のほうもひとつやらしめてもらいたいと思つております。

○秋山長造君 私、何点か具体的なことを政府にお尋ねしたいんですが、まず第一点として、交通の混雑の原因は、もちろん車の数が多過ぎるといふことでしょけれども、多過ぎると同時に、車の型が全く大小、複雑、多種多様で、非常に交通の混雑の大きな原因になつていふと思ふんですが、一体日本では車の型について何か規制措置といふものはないんですか、とられてゐるんですか、どうですか。

○国務大臣(斎藤昇君) 車の型につきましては、現在何にも規制をいたしてありません。通産省は生産のほうを預かつておるわけですが、この方面におきましては型の規制をいたしておらぬのでございまして。各国とも、型の規制をいたしておるものは、ハイヤー、タクシの型の規制をいたしておるところがございまして。私も、少なくとも、ハイヤー、タクシの運行の秩序の保持という面から考へましても、この点は考慮をしてみよう必要があるんじゃないか、こゝろ思ひまして、ただいま検討をいたしておるわけでありまして。しつて申しますならば、道路の幅員の關係におきまして、どういふ道路にはどういふ大きさの車を許容するとかしないとかといふのが車両制限令で、御承知のように、この二月一日から施行に相なりましたが、これは道路管理の面から、建設省所管のものとして出ております。これは、型を制限するといふよりは、ある大きさの車を規制する——その道路を通ることについて規制をするといふ行き方でありまして。その規制に合致する限りにおきましては、どんな型の車も通つてよろしいといふのが、今日の現状でござい

○秋山長造君 道路の關係の規制は、今お尋ねしているのは別のことで、すけれども、私のお尋ねしているのは、車そのものが全く御承知のように多種多様なですね。これはやはり、こゝろいふものをあまり政府の手で幾種類かに規制してしまふといふことは、またそれについて弊害はあるでしようけれども、こゝまで道路、都市交通がむづかくなつてきていふときだから、なおさらやはり車の型について相當の規制をされるべきじゃないかと思ふんですがね。そもそも製造当初において今運輸大臣は何か研究中だといふお話を聞きますが、これはいつごろまでにおやりになるんですか、この規制は。

○政府委員(木村隆男君) 自動車の型につきましては、ただいま運輸大臣が申し上げたとおりでありまして、生産いたしました場合に別に型の規制はございせん。ただ、生産いたしました車が道路路上を運行する場合に、運行上安全であるかどうかといふ見地からは、それぞれの型について運輸省側として見ておるわけです。ただ、製作のときの型を見るとき、さういふことはいたしておりません。作られた車が道路路上を走ると安全上支障ないかどうかといふ意味においては、運輸省として見ております。

○秋山長造君 特に大型乗用車です、まあ外車ではよく、大型乗用車が非常に多いことがやはり都市交通を非常にむづかしくしているという面があるんじゃないかと思ふんですが、政府のほうはどう考へておられますか。

○国務大臣(斎藤昇君) 外車につきましては、輸入の關係は通産省がやつてゐるわけでありまして、この都市交通の混雑をしておりますが、現況から考へまして、先般も交通関係の懇談会でいろいろ話が出まして、乗用車についてはできるだけ都心部においては大型車を使わぬように何らか考へる道はないのであります。少くとも官公庁用におきましては今後大型車を使わぬのであります。しかし、直ちに行政の方面からやつたらどうかと考へておられます。しかし、直ちに大型車を小型車に変へるといふことは、財政の面も考へなざるやないから、一挙にといふことはできませんが、ひとつさういふ方針で行つてみたらどうかといふことで、ただいま調査をし、検討をいたしておるわけでございます。

○秋山長造君 政府としても、官庁用の大型車を抑制していくという方針を打ち出されたことは、新聞にも大きく出ていたことで、私も承知してゐるんです。確かに、都市交通の面から考へまして、大型車が非常に障害になつてゐるといふことは、これはもう否定できぬと思ふんです。だから政府もさういふ措置をとられるんだらうと思ふ。さういふことを一方でおやりになりながら、別の面では、今度は税金の面では、大型の外車の物品税を今度安くさ

れるんですね。そういうことも一方で
おやりになり、しかも貿易が自由化さ
れるということになれば、ますますこ
れは大型車というものはふえてくるん
じゃないですか。政府自身のやつてお
られることと、それから実情とは、逆
なことになるんじゃないかと思ひんで
すが、いかがですか。

○国務大臣(斎藤實) 私のはりの面
から見ると、今都市交通の面から
考えると、さうなわけではございま
す。また、外貨をできるだけ使わな
いという面からいけば、これはまあ国民
の自制に待たなければならぬ点だと思
います。自動車の使用は都心部にお
ける使用だけではございせんので、
したがって、全面的に日本国内で
大型車を使うことを禁止するとかある
いは制限するとかいうことはいかが
なものであろうと、都心部におきま
す交通の緩和の問題は、都心部にそ
うな車を乗り入れないような措置、指
導をするということが肝要ではないだ
ろうか、こういう観点に立つて考へて
おります。

○秋山長造君 運輸大臣のおっしゃ
るのは、一つの理屈であつて、それは大
型車乗り入れの禁止区域を作るとい
うことで、そのようなものが徹底され
るわけじゃない。それからまた、外車
いなか道や山の中でそらむやみに飛
ぶものじゃないんで、やはりおんな
域といえは市街地にきまつてゐるん
だからそれを全面的に禁止せよと何
とも言つてない。ただ、これだけ交通
難が深刻で、しかもその一つの要素
として大型車というものが問題にな
つてゐる以上は、一方では官庁あたりが率先
して大型車を抑制していこうという旗

を上げながら、別の面では今度は外車
の税金を思い切つて安くして、しかも
貿易は自由化していくというやうな
そんなことは常識として通用せぬで
す。だから、そのことを言つてゐるん
です。——川島さん、どうですか、そ
ういふ点は。この間の閣議で外車の物
品税を安くするということときめられ
たやうですがね、二月六日の閣議で

○国務大臣(川島正次郎君) 今の秋山
さんのお話、ごもっともな点があるん
ですが、実は外車の物品税引き下げで
ございまして、全部の物品税を引き下
げる一つのワクの中としてまして、引き
下げ率が一番低い四〇%にとどめたわ
けであります。それとは別に、やはり
都市における大型の自動車をどう規制
するかというのを考へることにした
い、こういうことに私も閣僚懇談会
ではきめまして、その実施方法をた
だいま検討をいたしてゐるのでありま
す。

○秋山長造君 一番安い軽減率だと
おっしゃつたのですけれどもね。物品
税で私の調べたところによると、小型車
や普通車については税率は今までど
うも五〇%を四〇%に引き下げると
限つて五〇%を四〇%に引き下げると
いうことを閣議決定になつて、近き法
案が出されるということになつてゐる
んですがね。そういうことは、まあ理
屈はいろいろつくでしようけれども
ね、やはりそれは、大型車を制限しよ
うという声は一方では上げながら、別
の面では政治というのをやられるとい
うことは、政治としては、これは上手
な政治ではないと思ひんです。困る
じゃないですか、そういうことは。

○国務大臣(川島正次郎君) 私も秋山
さんのお話はよくわかるのですが、税
制の面は別の立場から検討しまして提
案したわけでありまして、大型車の物
品税を一〇%引き下げたために交通に
非常に支障を及ぼすという結果でない
と、こういう判断に立つたわけであり
ますが、思想的にそれは不都合だとい
うことなら、これはよくわかります。
その点は、いろいろ今後検討してみま
す。

○秋山長造君 さつき津島さんから交
通行政の一元化という話があつたので
すが、こういうことだつて、やはり私
は交通行政の一元化ということにも
なつてくると思ひんですね。税金は税
金で勝手なことをとらうとやうにい
くというのでは、これは交通行政の一
元化ということになりませんよ。やは
りいろいろな手で、あの手この手で交
通難を緩和しようとか、交通問題を解
決しようと思へば、やはりいろいろな面
からよく考へていかねと……

それからさらに、次にお伺いするの
は、先ほどこれ津島さんのお話に
あつたのですが、政府がやつておられ
ることは、それぞれ御苦労なさつて
やつて下さつてゐるんですから、別に
それについてとかよく批判がましいこ
とを申し上げるつもりはないのです
が、ただまあ、交通問題の解決とい
ふと、これはさつき総務長官がすつ
とおあげになつただけでも二十項目く
らいあるもので、だから、こういうもの
を全部やろうと思へば、これはたいへ
んな人手と費用がかかることです。そ

れはそれでやりになるんですから、
けつこうだけれども、しかし、そ
ういふことも大切だけれども、もつと根本
なことで、しかもあまり金がかからず
にやろうと思へばやれることがあると
思ひんです。それはもうさつきの交通
行政の一元化ということになると思
ひんですが、たとえばさつき津島さん
のお話に出たが、免許事務ですね。免
許事務なんかのことについても、運輸
省、それから公安委員会というやうな
ものの権限がごうごうまかく入り組
んでゐるわけですね。たとえば、運輸
公安委員会である、それから車の陸
の免許は運輸省あるいはその出先の陸
運局でやるというやうなことです。それ
から、登録事務にしてもさうです。こ
ういふものは、一元化しようと思へば、
金もかけずに、予算を組む必要がない
のですから、すぐやれることです。そ
れがなかなか、役所同士の長年のな
張り根性といふんです。セクシヨナリ
ズムといふんです。まあそれぞれ理屈
にならぬ理屈をこじつて、さうして
放すまいとしてゐる。そこに私はこの
交通行政の一元化できぬ根本があると
思ひんです。こういうことは、何もわ
ざわざ臨時行政調査会なんかというよ
うなものにあつたためはなかなかなく
て、これはもう関係者はみな知り切つ
てゐることなんです。だから、そ
ういふことこそ、私は、行政管理局長
で、内閣の有力者と言われている川島
さんが、在職中にぜひぜひやつてい
ただきたいと思ひ。いかがですか、
それは。

○国務大臣(川島正次郎君) 交通問題
の解決策は、問題としては全部出尽
しておりました、これをなるべく急速
にどういふ順序で実行するかというこ
とが問題なんです。交通問題
懇談会を開いたのも全くその意味であ
りまして、懇談会で取り上げてひとつ
急進に実行しよう、こういうことなん
であります。今お話しした行政の一元化
も取り上げて研究をいたしておりま
すし、なお今後続けるつもりでありま
すが、これまで閣僚懇談会でやりまし
たことは、当面の緊急対策は各省庁で
できる範囲のことをひとつやう。

右折の全面的禁止をやりますとか、ある
いは時差出勤をやるとか、いろいろ先
ほど総務長官が十数項述べられたやう
な緊急対策をやつて参りまして、これ
からは恒久対策についても考へます
し、また各省庁間の権限の問題につ
いても考へていこうと思つておるわけ
であります。関係閣僚みなさういふ気持
でもつて懇談会に臨んでおるわけであ
ります。

○矢嶋三義君 ちよつと関連してひと
つ。
質疑応答がなされてゐますが、私は
大臣並びに政府委員の答弁態度につ
いて要望申し上げたいのですが、きよ
うの委員会を地方行政委員長は非常な決
意で開かれてゐるわけですね。今川島長
官が申されたやうに、もう論じ尽くさ
れた問題なんです。で私は、きよ
うの委員会では、閣議ではさうきまつ
てゐる——今秋山さんから大型車の問題
が出たが、さういふ問題が出れば、閣
議ではさうきまつてゐるが、自分とし
てはさういふ方向で閣議で再検討して
みようとか、あるいは、まだ閣議では
きまつてゐないが、ひとつさういふ主
張をし、閣議をリードしていつてみよ
うと思つてゐるとか、何かさういふ具

にどういふ順序で実行するかというこ
とが問題なんです。交通問題
懇談会を開いたのも全くその意味であ
りまして、懇談会で取り上げてひとつ
急進に実行しよう、こういうことなん
であります。今お話しした行政の一元化
も取り上げて研究をいたしておりま
すし、なお今後続けるつもりでありま
すが、これまで閣僚懇談会でやりまし
たことは、当面の緊急対策は各省庁で
できる範囲のことをひとつやう。

右折の全面的禁止をやりますとか、ある
いは時差出勤をやるとか、いろいろ先
ほど総務長官が十数項述べられたやう
な緊急対策をやつて参りまして、これ
からは恒久対策についても考へます
し、また各省庁間の権限の問題につ
いても考へていこうと思つておるわけ
であります。関係閣僚みなさういふ気持
でもつて懇談会に臨んでおるわけであ
ります。

体的な結果が出る角度から臨んでいただかなければ、東京都内で毎日三・五人ずつ死んでいきます。今現にどこかで死んでいくかもしれない。全国では一日四十人死んでいくという、こういう時点において、どうもまだかくかくの問題をあげて検討中というのでは、国民の感覚と非常にずれていると思うのです。こういうことでは、国民の批判を受けて、のがれられないと思うのです。そういう点、もう少し答弁態度を改めてもらいたいと思う。

ちょうどさっき津島委員と秋山委員との交通行政の一元化について質疑があったので、私は関連して伺わせていただきますが、川島長官、さっき、この一元化するものは連絡調整なのか、あるいは実施が一元化なのか、その点で検討云々と答弁されましたが、あなたの答弁を聞いて、私はおかしいと思うのですが、あとで追及しようと思いましたが、ちょうどいい機会だから追及します。私は、この交通問題について川島国務大臣が非常に努力されているという点は、非常に高く評価して、この問題に関する限りは、池田内閣であなたは最高点だと思っておる、冗談じゃなくて、これは、都市の分散やら、ニュー・タウンの問題やら、関係懇談会をなにするやら、行政機構をなにするやら、非常に具体的に、非常に鋭い感覚でやられておると、私は敬意を表しておりますが、今の一元化の問題は、三十六年の十一月に、あなたの名前が勧告を出しているわけですが、運輸大臣、建設大臣、国家公安委員長に、この行政管理局の勧告は、ずばり明確に言っている。常に行政管理局は適切な行政勧告をしておりますが、場合

によると奥歯に物のほさまったような勧告をしますが、この勧告は、ずばり勧告しています。たとえ、今の問題、「交通行政を一元化するために」と書いてある。「国として強力な責任体制を早急に確立しなければならぬが、それぞれ割拠主義に陥っているのが最大原因だ」ということを、ずばり書いてある。同じ国家公務員としては書きづらいことまで書いています。あなたはこの勧告をした国務大臣でしよう。きょうの段階で、まだ連絡調整か、実施一元化か検討中云々ということでは、川島さん、僕はおかしいと思うのです。先ほど米内委員から質問があったのですが、交通行政を一元的に実施する、これが必要だから万難を排してやります、そういう方向で関係懇談会、閣議をリードしてやるといふ、こういうきょうの段階で答弁でなければ、私は委員として納得できない。関連質問だからこれで終わりますけれども、今秋山委員言われたように、これに書いてあるわけですが、必要なのは、緊急に行なうべきことを即時確実に行なうことである。さらに、この際特に指摘されるのは、「緊急に行なうべきことが十分にわかっていながら、これを実行に移すための根本的な対策がとられていない」という点がガンだ」と書いてある。こんな行政管理局の勧告というのは、今まで僕は見たことがない。それほど事は重大だというわけですか。ところが、質疑応答で、今検討中だ——それはけつこうなんですが、そういうことでは国民感情に僕ははなれていいると思ふ。非常に失礼な言葉もあつたかもしれませんが、秋山委員の御質問ですか

ら、それに関連して、その点についてお答えいただきたい。
○国務大臣(川島正次郎君) 昨年の十一月、関係各省に交通行政について勧告いたしました。この勧告は、書面でも送っただけではなしに、私から閣議に報告しました。各関係大臣に了解を得ているわけですが、これがもとになりまして、この勧告を実施するために懇談会ができたわけでありまして、そこで、私といたしまして、この勧告どおりのことを実施したい。それについて、関係各省がお互いに理解し合ひまして、一致点を見出だすというところで、努力いたしております。しかも、この懇談会に直接交通行政に關係ない私並びに三木大臣に入つてもらつたことは、関係各省間の意見が対立して調整がつかない場合、私は、私も調整役になつてやろう、こういう意味も含めまして、異例であります。三木君なども入つてもらつたわけでありまして、ただ、機構の改革はそう簡単にはできないのでありまして、努力はいたしておりますし、また、努力していきまされども、すぐこころでやれといつてもできないことは、これは御了承願ひたいと思つております。それから、秋山さんのお話であります。減税の問題、もしくは大型車の規制をもつと嚴重にして減らしたらどうかという問題につきましては、それぞれ関係の閣僚と相談した上で適當に措置いたします。ただ、ここで私が申し上げるのは、私の責任においてお答えできる範囲を申し上げるのであります。閣僚全部を代表して申し上げるのじゃございません。しかし、お話しはよくわかりましたから、御意見として聞きまして、適當な機会に關係大臣と相談をしたい、こういうことなであります。聞きつぱなしということではございませんからして、御了承願ひたいと思ひます。

○松澤兼人君 さつき運輸大臣が、型は規制してないと言われたが、製造するほうは通産省、輸入もまたそうだろうと思ふ。しかし、営業車に外車を割り当てると、これは運輸省の権限なんでしょう、この点はどうですか。
○政府委員(木村睦男君) 外車の輸入につきましては、使用する目的によりまして輸入のワケをきめて輸入しております。運輸省に關します限りは、営業車に外車を割り当てるといふことは、運輸省の仕事でありまして、これは、運輸省の事業振興のために、米訪外客のために役立つといふことで、営業車に對して外車の割り当てをやつております。したがら、その希望をとりまして、しかも非常にこまかい基準を作りまして、つまり国際觀光の對象としての場所、あるいは觀光資源のあるなしとか、いろんなこまかい、国際觀光上外人が訪れて利用するであらうといふような場所の選定につきまして、嚴密な審査をいたしまして、そしてその場所において、申請の出きております事業所に対して、様子を勘案しながら割り当て、こういうやり方をやつております。

○松澤兼人君 それで、輸入外車に対する割当は運輸省でやつていらつしや。それは嚴重な基準があつて割り当てられるだろうと思ふが、ホテルとか料亭から呼ぶ場合には、たいがい大型の營業車が來ているわけでしょう。日本人でもです。こういうことはおかしいじゃないですか。さつきあなたが

いじやないですか。さつきあなたが

おつしやつたことと目的が違つたように、いわゆるハイヤーという形で外車の大型車が使われている。そういうのはどうなんですか。そういう現状があつた場合には、あなたのほうとしては、使用目的に違反しているからといふような取り締まりをなさるのですか。
○政府委員(木村睦男君) 輸入され、割り当てられまして營業用の外車がいろんな目的に使われていることは事実でございます。割当をした車は、外客の需要があつた場合にこれを使うといふことになつておりますが、その余裕のある場合に、絶対使つちやいかにといふ仕組みになつておりませんで、したがら、今御指摘のような使用その他の使用もいたしておりますが、そのために、外人の需要に對してこれに應じないといふことがある場合には、こちらとしては取り締まつております。

○松澤兼人君 そういうふうに外國の觀光客のために外車が必要だといふことを言へば、これは運輸省としてはその立場があるでしょう。今問題になつてくると、これはやはり、官庁でも外車を制限しよう、中型車に移ろうといふときに、外車だけが幅をきかしているといふのはおかしいことではないですか。その辺おかしいかおかしくないかといふことは別として、今後やはりそういう方針でやつておきになるのですか。これは重大な問題です。一方では減らそう減らそうと、官庁のやつは國產中型車にしよう、こう言っているのに、觀光のためには言ひなが

ら、料亭やなんかに入りにしてゐるハイヤーはみんな外国産の大型車だといふのはおかしいことなんです。将来どうなるおつもりなんですか。

○国務大臣(斎藤秀司) 交通の非常に混雑をしております都市におきましては、ただいま自動車局長が答へました外車の観光用のための割当というのも考へて参らねばならぬと思つております。正確に申し上げますならば、こういうところには今後外車の割当を少なくしていく、あるいはやらない、こういう方向で私は考へなければならぬと思へます。

○秋山長造君 それをやつて下さい。だから、いきなり外車をとめるというよりなことは要求しているんじゃないかと、外貨の割当を規制していくとか、あるいは税金の面で配慮していくとかいふような間接の手だてをやつて、とにかく整理して減らしていかなければ、ただ現状をそのままやむを得ないといつて認めていくようなことを一方でやるならば、片一方で幾ら交通の緩和と緩和だといふことを言つても、そういうことは矛盾していると私は言つてゐるのです。

それから、さらにお尋ねしますが、さつきの免許事務のことですが、申すまでもないんですけれども、運輸免許は公安委員会が所管をしてゐる。それからハイヤー、タクシその他は全部運輸省で免許事務をやつてゐるわけでありまして。バスとか、あるいは大きなトラック業者なんかの免許事務ということになれば、あるいはただ交通行政という面だけならぬに、また別な面から考慮しなければならぬといふことはわかるんです。ただし、ハイ

ヤーとかタクシーとかいふようなものは、これはもう今日の段階では純然たる交通行政上の部門だと思ふんです。こういうものの免許事務まで、公安委員会あるいは府県とは関係なしに、運輸省がいつまでも握つていなければならぬという理由が私にはわからぬのですが、その点はいかがですか。川島さん、せめてそのくらいなこと、ハイヤー、タクシーの免許ぐらゐなこと

は、公安委員会と申つて悪ければ、府県知事でもいい、そういう、府県にまかせるといふことのほうが、それぞれ地域の事情に沿つたやうな交通行政がやれるんじゃないかといふように思ふのです。多年論ぜられてきた問題ではあるが、この機会にあつたためてやはり抜本的な解決をおつけになるべきじゃないかと私は思ふのですが、いかがですか。

○国務大臣(川島正次郎君) その問題は、関係閣僚懇談会で取り上げまして、運輸大臣、国家公安委員長の意見等も聞いて調整をしております。まだ結論は出ませんが、交通行政上支障のないように、どうしたらいいかといふことを検討いたしております。現に、私どもの懇談会で取り上げてゐる問題でありまして、なるべく早く結論を出したい、こう考へております。

○国務大臣(安井謙吉君) 関連して、秋山さんのお話し、いろいろあると思ひますが、何分根本的な行政機構の改正という問題にも触れますので、早急にいかない。したがつて、こゝにいたつたものが分かれてゐることによる不便はできるだけ行政事務上の連絡によつて補いたいといふことで、今後その登録車等につきましては、一応その車庫

の有無等で、必要な場合には警察がこれをチェックするといつたような取りきめももうできておりました。これから実施に移るようになつておりました。今後また、交通上の問題で路線トラックとか、あるいはバス等の運営についても、そういうふうな問題については、両者で十分協議をしながら進めていくといふふうに今度の懇談会を通じて実現をいたしておるような次第であります。

○秋山長造君 大臣同士の連絡調整はしつちゅう閣内でやつておられるので、それは話ではできるでしょうけれども、なかなか大臣同士がいい工合にやろうぜといふふうなぐらゐの申し合ひをせしめたつて、末端にはちつとも徹底しはせぬですよ。やうばり地方のずつと各府県にある陸運事務所なんかの権限なり職務の内容なんかといふものは思い切つて再検討して、運輸省のほうも、ただなわ張りせずと後生大事に守るといふ形になつて、やうばり思い切つて府県のほうへ移管すべきものは移管するといふことをやらねばならぬ、今のやうな状態——たとえば陸運事務所が、陸運事務所は一応何か知事の管轄に形の上ではなつたやうなことになるが、実際には、知事は陸運事務所が何をしておるのやら、どういふ顔触れがおるんやら、何も知りはせぬ。汚職が起つたときだけは知事が責任を持たせられるといふことすらいわれておる。陸運事務所長が赴任してきたときとか、それやらやめてどこかに行くときに知事のところにあつて来て、あああんたが陸運事務所長だったんかといふやうなことぐらゐで、これはもうやういふ

の無等で、必要な場合には警察がこれをチェックするといつたような取りきめももうできておりました。これから実施に移るようになつておりました。今後また、交通上の問題で路線トラックとか、あるいはバス等の運営についても、そういうふうな問題については、両者で十分協議をしながら進めていくといふふうに今度の懇談会を通じて実現をいたしておるような次第であります。

実に今の行政系統の中で一番私は妙な存在だと思ふのです。陸運事務所を別に悪く言うのではないですよ。悪く言うのではないですけれども、行政系統の面からいつて、非常に奇妙な存在存在です。しかも、そんな陸運事務所がタクシーやハイヤーの免許権を持つてゐるからといつて、今のこれだけ大問題になつてゐる交通問題に対して何らかの責任が何か持つてゐるんかといつたら、何にも持つてゐない。全部矢おもてに立つてゐるのは、府県なり、あるいは府県の公安委員長、直接には警察ですよ。交通問題の矢おもてに立つてゐるのは、にもかからず、免許事務に関する限りは、府県も、あるいは府県の公安委員会も、警察も、一切一指も染められぬ、一言も言へぬといふやうなことで、これはもう幾ら全国多数の都市が交通安全宣言をしてみたとところで、行政の根本が大体乱れてしまつて、なつていないのですから、これはやうばりメスを入れたまゝだめですよ。それはもうあらためて大臣が額をあてて御相談にならぬでも、さつき矢嶋さんが読み上げたのとおりで、もう昔からわかつたこととなんです。わかつたことが、やうばりその場その場で、まあ事なかれ主義で、お互いに権限を侵さず侵されずといふやうな役所の習慣でやうやになつて今日に至つてゐる。一体、あれは、陸運事務所といふものを知事の管轄にしたのはどういふ理由でしたのか。それからまた、知事の管轄にしておきながら、実際には有名無実で、知事に権限も何にもなく、全部運輸省が握つてゐるというのとはなぜか、

それはもうやういふことぐらゐで、これはもうやういふ

それはもうやういふことぐらゐで、これはもうやういふ

さういふことについてひとつ政府からお答え願ひたい。

○国務大臣(斎藤秀司) 陸運事務所を知事の管轄にいたしましたのは、やはり交通運輸というものは地方行政と非常に関係が深いという意味から知事の所轄下に置いてあるわけです。実際上知事の陸運事務所に対する支配力といひますか、これをチェックしてゐるわけではないのでありますが、まあ知事さんも非常に忙しいためにいろいろとさういふことになつておるのが今日の現状でございます。そこで、今日の現状から言へば、むしろ陸運事務所を知事の所轄から離して、そして運輸省の直轄すなわち各地方にありまする陸運局の直轄にしてしまふ、そして職員的身分もはつきり国家公務員にしたほうがいいのじゃないかといふ意見が一方に相当強くございまして、二、三年前の閣議の際にもさういふ意見が相当強く出たのであります。どちらがよろしいかといふ点をただいま私も検討をいたしてゐるのでありますが、いろいろ陸運事務所をやつておる仕事の中で、ただいまおっしゃいますハイヤー、タクシーをあげられましたが、そのほかに貨物その他の自動車営業の点を監督をいたしておりますので、したがつて、今日の自動車営業は一府県の区域を相当超越したものが多いためでございます。さういふ意味から申しますと、府県の行政区域内に限つた問題ではございませんので、したがつて、知事に全部移管をしてしまふといふことは困難だと、かように考へております。

それから今おっしゃいましたハイヤー、タクシーの営業免許を警察に移

それから今おっしゃいましたハイヤー、タクシーの営業免許を警察に移

すのがいかにどうかという問題でござい
ますが、これはその簡単に結論が
出ないと私は考えております。また国
家公安委員長の安井大臣の御意見も固
まっておらぬと思ひますが、警察がこ
ういふ營業の免許に關係することがい
いか悪いかに根本問題もあらうと思
ひます。これが新しい警察法の改正
のときの一つの大きな観点でござい
ました。また、このハイヤー、タクシ
ーの問題は、免許してしまふという
わけではございせん。その後のハイ
ヤー、タクシーの運営につきまして
も、あるいはハイヤー、タクシーの勞
務管理の問題にいたしまして、いろ
いろ問題があるわけでありまして、そ
ういふ問題を警察で扱うのがいいかど
うかという問題があらうと思ひます。
私は、なな張り争ひの観点からこれ
を移管することを決して拒否しておるも
のではございせん。その点は御了承
をいただきたいと存じます。

○秋山長造君 ですから、陸運事務所
そのものをどうこうというのではなし
に、陸運事務所の扱っている事務の中
にも、たとえばバスとかトラック業
者とか、そういうものの事務もある
でしょう。だからそういうものは、それ
はただ府県の境界内のことでなしに境
界をこえてどんどん他府県に出ていく
という府県単位をこえた仕事だから、
そういうものまで直ちに知事の管轄に
せよと、そういうことは言わない。た
だし、ハイヤーとかタクシーとか
いうのは、これは小地域に限られてい
るんですから、いわんや県境をこえて
どんどん營業をしていくという性質の
ものではないんですから、これはその

所在の都市に限られていくらしいのも
です。ですから、ハイヤーとかタク
シーというくらいのもものは警察へす
ぐ移すということになると、あるいは
今運輸大臣がおっしゃったように問題
があるかとも思ふ。だから知事の所管
に移したらどうです、知事の所管に。
地方自治を尊重する建前からいって当
然のことじゃないですか。

○国務大臣(斎藤昇君) ハイヤー、タ
クシーを知事といふんですか、府県の行
政に移したらどうかという御意見、こ
の問題は、私といたしましては、きよ
うお伺いするのが初めてでございま
す。よくこの点は研究いたさせていた
だきます。

○秋山長造君 自治大臣どうですか。
○国務大臣(安井謙君) この陸運事務
所の業務のいろいろ御指摘のありま
した点につきましては、確かに問題が
あると思ひます。私は今運輸大臣も話
されましたように、バス、トラックの
免許とかその他の関連もございませ
うので、ただ移していけというふうに直
ちに踏み切るのにはもつと検討が要る
と思つておりました。そして実際の
必要面を行政的に相互に協議しながら
やつていく、あるいは相互に連絡しな
がらやつていくという方向が当面の間
題として一番いいのじゃないかと思つ
ておる次第であります。ハイヤー、タ
クシー自体につきましては、今のお話
ですが、私も直接まだ十分考えており
ませんし、よくこれは検討いたしたい
と思ひます。

○矢嶋三義君 関連して。私お説教じ
みたことを申し上げて申しわけない
が、政治家は国民の最大多数の幸福を
こいねがつて、そうして研究し判断を

して実践せなければならぬと思ふので
す。政治が貧困なるがゆゑに、毎日多
数の国民が死傷しているという現実が
あるわけなんです。これはお互い
政治家の責任です。この大前提の上
に私はつきり答えていたきたいと思
ふのです。

川島長官にまずお答えいただきます
が、交通行政を一元的に実施するため
に、国として強力な責任体制を早急に
確立せなければならぬ、これには川島
国務大臣としては賛成で、その方向で
国務大臣として努力していただけるも
のと思ひますが、いかがですか。

○国務大臣(川島正次郎君) その勧告
は私自身が書いた勧告です。その勧告
文全部が私が書いたんです。事務局に
書かしたんじゃないんです。したがつ
て、従来の勧告と内容が少し違つてお
ります。そういうものを実施するにつ
いても、関係調整が必要でありますか
ら、懇談会を作つてもらつたのであり
ます。今のハイヤー、タクシーの問題
を私が提議しながら運輸大臣にも相談
をしておるわけです。まだ結論を得な
いからして、先ほど申し上げたよう
に、何ともお答えできない、こゝ言つ
たわけでありまして、私としては、や
はり統一が必要だと思つております。

○矢嶋三義君 安井国務大臣は、国家
公安委員長と自治大臣両職であります
が、この交通行政を一元的に実施する
ため、国として強力な責任体制を早急
に確立する。これなきがゆゑに、この
交通問題は日本で重大問題になつてい
るのだと報告されておるわけです。閣
議に報告されたというわけですが、
あなたとしては、国務大臣安井さんと
しては、この方針に御賛成で、この方

向に国民のために努力していただける
ものと私は推察、確信するわけですが
いかがですか。

○国務大臣(安井謙君) 運営上の問題
として一元的な運営をやつていくとい
うこの基本方針につきましては、私も
全面的に賛成でございします。ただこ
の機構としてこれをどういふ形で一
本にまとめるかということになりま
すと、それは技術的というより根本的
に相当いろいろ問題がある。そこで、
そこまですぐ前にもつと懇談会を通じ
まして、今秋山さんはなかなか大臣同
士相談しても実施に移されないと云わ
れますが、もうすでに移す段階にきて
おるものもございします。たとえば今の
車両登録の際、車庫の有無を検討する
必要のある車種につきましては、今後
は警察が全部チェックして、その証
明書を持つていかなければ登録できな
いということに變更しまして、今それの
事務的な規定を作つておる段階でござ
いまして、逐次そういうような形で私
は目下当面は片づけていきたい、こゝ
思つております。

○矢嶋三義君 斎藤運輸大臣はこの勧
告を受けた大臣で、交通問題の所管大
臣でもあられるのですが、さっきの秋
山委員の質問に対して、あなたの陸運
局に一本にしたらどうかという答弁を
聞いて、後継なる斎藤運輸大臣の答弁
らしくないと思つて非常にびっくりし
たのですが、この行政管理庁の監察結
果に基づく勧告なるもの、この方針、
運輸大臣としてでなくて、池田内閣の
国務大臣としてこの指向する方向はあ
なたの御見解をもつてするならば賛成
かどうか。それからこの方向に努力を
されるかどうか。これは国民の良識で

すよ、この勧告なるものは。それは一
部業者とか、一部関係のある人は違
う考えを持つかもしれない。しかし、日
本国民の大多数の良識はこれです。こ
れは多年にわたる研究討論されたこ
とで、明々白々たる結論です。運輸
大臣としてでなくて、国務大臣斎藤さ
んとしてどういふ御見解か。

続いて総務長官に何つておきます。
総務長官は、閣議の正式のメンバー
じゃないけれども、参列してお手伝
いしている立場ですから、あなた方がど
ういふ御見解を持つておるかという
こと。しかも内閣の交通対策本部長さ
んですから、私は重大だと思ひますか
ら、斎藤運輸大臣の次に小平総務長官
にお答えいただきたいと思ふ。

○国務大臣(斎藤昇君) 私は国務大臣
と、それから運輸大臣を使い分けてお
るわけではございせん。国務大臣の
見地から特に運輸行政を議談したいよ
うにという考えでありまして、国民の
ためだということであれば運輸省の権
限を小さくすることも、あるいは大きく
することも何ら私はこだわらぬものじや
ございせん。その勧告の第一項の一
元的実施という意味は、これは機構
を一つにしてしまふなければならぬと
いう結論では私はないと、かように感
じておりますが、実施の面において関
係各庁はいろいろなな張り争ひをし
たり、そのためにあるいはなな張り争
いでなくとも、それぞれの見地からい
ろいろ検討を加えてそれがあまりにも
おそ過ぎるということが今日の実情と
して相当あるわけです。勧告の内容の一
々はそういう点に触れておるわけで
あります。こゝういふような点は交通
閣僚懇談会を設けられました機会に、

一々そういう点を持ち上げまして、そして即刻解決をしていこうということをやっておるわけですね。実施が、すなわち一元的と申しまして、数名寄つてきてきめるわけでありまして、一元的と言えないかもしれません、これが一元的実施と、かように考えておるわけでありまして。たとえば実際の問題といたしまして地下鉄を通ず路線、それから地下道を作る路線——なかなか下のほうで年月がかかっている。こういうような場合には実際の問題をあげまして、建設大臣と私と、東京都に關する限りは都知事も入れまして、そして検討を加えて、そこできめてしまふというようにすることにいたしておるわけでありまして。そのほか立体交差、鉄道あるいは地方鉄道等との立体交差の点につきましても、事務的にはおつておいたのじやなかなか両方いろいろ意見がそれぞれあつて片づかないというふうな実情にもありますから、これを取り上げまして早急実施をいたす、今日立体交差をするための御存じの踏切道改良促進法もできまして、その基準もそういう意味で早く基準はきまつたのであります。個々にどこを立体交差にするかという点につきまして今建設省と運輸省といたしておりますけれども、それにつきましても早急に上へ上げて、そして実際問題として問題になつているところを上へ上げて検討しよう、その方針は建設大臣と打ち合せてやるべきであるというふうな考へておられます。一元的と言へるかどうかわかりませんが、一つの省になつたと同じような考へで今やっているわけでありまして。

陸運事務所をどうするかという機構の問題は、先ほど申しましたような見地に立ちまして、何が国民のため、一般のため、特に交通問題という点から考へてよろしいかという点を検討したいと考えておりますが、今日の都市における交通問題の解決という面からハイヤー、タクシー、これを都知事というのじやなくて、ただいまのお話であれば、府県、あるいは他の行政に移したかどうかという御意見のようございまして、この点は私は、そう簡単に、そうすれば交通が緩和するでありますという答は出しにくいと考えております。

〇政府委員(小平久雄君) 私の現在の立場は、交通対策本部長といたしまして各省庁にまたがっている交通行政の連絡調整、これが私に命ぜられていた任務であります。そこでまた一面、交通対策本部で事務的に検討しておつたのじやなかなか速急な解決が見出せない、そういう点について昨年末設けられました閣僚懇談会でやつてゐる。こういうことでありますので、その閣僚懇談会ではさらに幹事役という役目で、極力積極的にこの交通行政がなるべく一元化に近い姿において実施できるようににそういう努力をいたして、したがって、先ほど来各大臣からお話がありましたとおり、そこにお示しの行管のほうの勧告につきましては、そういう方向において今後これが実現に逐次いくものと、またそれに私どもはお手伝いをいたしたいという考へております。

〇秋山長造君 警察庁から出された交通事故の統計資料によりますと、ひき逃げ事故の検挙率が非常に低いのでございまして、三十五年、三十六年の両年、一月から五月までの統計が出ておりますが、三十五年のひき逃げの検挙率は六七・一%、それから三十六年についても六八%で、まあ七〇%にいかないといふことなんです、なぜひき逃げの事故をやつてしかも検挙率がそのように低いかわからない。調べて見ますと、いろいろな事情があると思ひますが、一つの事情としては、車の登録事務というものが府県あるいは府県の公安委員会とは関係なしに運輸省のほうでやられてゐるために、なかなか事故があつたからといつてすぐ車の所有者なんかはわからぬわけですね。つまり捕まが非常にむづかしいというふうな事情があるようにございまして。何も車をすべてそういう犯罪検挙の面からばかり私が見るわけじやない。また、別に警察の肩を持つわけでもなんでもないが、たとえばそういう統計数字にも端的に現れてゐるところをもつてしても、やっぱり車の登録事務にしても、あるいは車体検査ということが重要な仕事なんです、車体検査なんかにしても、すべて府県の警察とは関係なしに、運輸省の出先でやられてゐるわけですね。しかもそのやられてゐる車体検査なんかについても、われわれはずいぶん詰問をわめてルーズな事例に多々出くわしてゐるわけですね。そういう面から考へましても、それはなかなか簡単に、それで言うよりなわけにはいきませんとおっしゃるけれども、そういうことを言つておつたらこれは何もできやしません。ただどうなわけに、さつき総務長官が読み上げられたようなことを、その場その場でお茶を濁してゐるよりはか対策が立たないの

〇矢嶋三義君 二問だけ質問させていただきます。先ほど津島委員から予算の要求がありまして、内閣の取組み方は不十分だといふことは指摘してあります。官房長官はきょうお見えになつていないから、実力者で非常にタツチされてゐる川島長官に伺いたいと思ひますが、施政演説を見ても出ていないのです。最近の国内の交通状況からいって、総理大臣の施政方針演説に長く出て、総理大臣の「国民諸君に交通秩序の尊重を求めつつ、道路、鉄道、停車場の整備等、国民の期待にこたへる」ようにと、三行出てゐるだけです。最近の交通事情から、国会開会にあつては、総理大臣の施政演説にともかくも何分間か演説するぐらいでなければ、まだ不十分です。そこに予算面が出てきてゐるわけですね。これは新生活運動も大事でしょう、これは大事です。しかし、それとのバランスからいって比較にならないですよ。そこに私は、やっぱり取り組み方が不十分だ、これは立法府も不十分でしょうが、それ以上に予算の編成権、提出権を持つてゐる内閣の取り組み方が不十分だと指摘せざるを得ない。閣僚懇談会が努力いたしておる点は多いと思いますが、この点を私は伺ひたい。今、予算を審議してゐるときに補正予算を出さないといふようなことは野党といへども言ひません。そんな答がでるはずはない。しかし、立法府で与野党話し合つて予算の修正が巧みでなければ最善だ。それくらいのこととをやる気持は僕は立法府にあつてい

〇委員(小林武治君) 時間だから、簡単に。

〇秋山長造君 警察庁から出された交通事故の統計資料によりますと、ひき逃げ事故の検挙率が非常に低いのでございまして、三十五年、三十六年の両年、一月から五月までの統計が出ておりますが、三十五年のひき逃げの検挙率は六七・一%、それから三十六年についても六八%で、まあ七〇%にいかないといふことなんです、なぜひき逃げの事故をやつてしかも検挙率がそのように低いかわからない。調べて見ますと、いろいろな事情があると思ひますが、一つの事情としては、車の登録事務というものが府県あるいは府県の公安委員会とは関係なしに運輸省のほうでやられてゐるために、なかなか事故があつたからといつてすぐ車の所有者なんかはわからぬわけですね。つまり捕まが非常にむづかしいというふうな事情があるようにございまして。何も車をすべてそういう犯罪検挙の面からばかり私が見るわけじやない。また、別に警察の肩を持つわけでもなんでもないが、たとえばそういう統計数字にも端的に現れてゐるところをもつてしても、やっぱり車の登録事務にしても、あるいは車体検査ということが重要な仕事なんです、車体検査なんかにしても、すべて府県の警察とは関係なしに、運輸省の出先でやられてゐるわけですね。しかもそのやられてゐる車体検査なんかについても、われわれはずいぶん詰問をわめてルーズな事例に多々出くわしてゐるわけですね。そういう面から考へましても、それはなかなか簡単に、それで言うよりなわけにはいきませんとおっしゃるけれども、そういうことを言つておつたらこれは何もできやしません。ただどうなわけに、さつき総務長官が読み上げられたようなことを、その場その場でお茶を濁してゐるよりはか対策が立たないの

〇矢嶋三義君 簡単に二問だけ……。〇委員(小林武治君) 時間だから、簡単に。

〇矢嶋三義君 二問だけ質問させていただきます。先ほど津島委員から予算の要求がありまして、内閣の取組み方は不十分だといふことは指摘してあります。官房長官はきょうお見えになつていないから、実力者で非常にタツチされてゐる川島長官に伺いたいと思ひますが、施政演説を見ても出ていないのです。最近の国内の交通状況からいって、総理大臣の施政方針演説に長く出て、総理大臣の「国民諸君に交通秩序の尊重を求めつつ、道路、鉄道、停車場の整備等、国民の期待にこたへる」ようにと、三行出てゐるだけです。最近の交通事情から、国会開会にあつては、総理大臣の施政演説にともかくも何分間か演説するぐらいでなければ、まだ不十分です。そこに予算面が出てきてゐるわけですね。これは新生活運動も大事でしょう、これは大事です。しかし、それとのバランスからいって比較にならないですよ。そこに私は、やっぱり取り組み方が不十分だ、これは立法府も不十分でしょうが、それ以上に予算の編成権、提出権を持つてゐる内閣の取り組み方が不十分だと指摘せざるを得ない。閣僚懇談会が努力いたしておる点は多いと思いますが、この点を私は伺ひたい。今、予算を審議してゐるときに補正予算を出さないといふようなことは野党といへども言ひません。そんな答がでるはずはない。しかし、立法府で与野党話し合つて予算の修正が巧みでなければ最善だ。それくらいのこととをやる気持は僕は立法府にあつてい

〇矢嶋三義君 二問だけ質問させていただきます。先ほど津島委員から予算の要求がありまして、内閣の取組み方は不十分だといふことは指摘してあります。官房長官はきょうお見えになつていないから、実力者で非常にタツチされてゐる川島長官に伺いたいと思ひますが、施政演説を見ても出ていないのです。最近の国内の交通状況からいって、総理大臣の施政方針演説に長く出て、総理大臣の「国民諸君に交通秩序の尊重を求めつつ、道路、鉄道、停車場の整備等、国民の期待にこたへる」ようにと、三行出てゐるだけです。最近の交通事情から、国会開会にあつては、総理大臣の施政演説にともかくも何分間か演説するぐらいでなければ、まだ不十分です。そこに予算面が出てきてゐるわけですね。これは新生活運動も大事でしょう、これは大事です。しかし、それとのバランスからいって比較にならないですよ。そこに私は、やっぱり取り組み方が不十分だ、これは立法府も不十分でしょうが、それ以上に予算の編成権、提出権を持つてゐる内閣の取り組み方が不十分だと指摘せざるを得ない。閣僚懇談会が努力いたしておる点は多いと思いますが、この点を私は伺ひたい。今、予算を審議してゐるときに補正予算を出さないといふようなことは野党といへども言ひません。そんな答がでるはずはない。しかし、立法府で与野党話し合つて予算の修正が巧みでなければ最善だ。それくらいのこととをやる気持は僕は立法府にあつてい

〇矢嶋三義君 二問だけ質問させていただきます。先ほど津島委員から予算の要求がありまして、内閣の取組み方は不十分だといふことは指摘してあります。官房長官はきょうお見えになつていないから、実力者で非常にタツチされてゐる川島長官に伺いたいと思ひますが、施政演説を見ても出ていないのです。最近の国内の交通状況からいって、総理大臣の施政方針演説に長く出て、総理大臣の「国民諸君に交通秩序の尊重を求めつつ、道路、鉄道、停車場の整備等、国民の期待にこたへる」ようにと、三行出てゐるだけです。最近の交通事情から、国会開会にあつては、総理大臣の施政演説にともかくも何分間か演説するぐらいでなければ、まだ不十分です。そこに予算面が出てきてゐるわけですね。これは新生活運動も大事でしょう、これは大事です。しかし、それとのバランスからいって比較にならないですよ。そこに私は、やっぱり取り組み方が不十分だ、これは立法府も不十分でしょうが、それ以上に予算の編成権、提出権を持つてゐる内閣の取り組み方が不十分だと指摘せざるを得ない。閣僚懇談会が努力いたしておる点は多いと思いますが、この点を私は伺ひたい。今、予算を審議してゐるときに補正予算を出さないといふようなことは野党といへども言ひません。そんな答がでるはずはない。しかし、立法府で与野党話し合つて予算の修正が巧みでなければ最善だ。それくらいのこととをやる気持は僕は立法府にあつてい

〇委員(小林武治君) 時間だから、簡単に。

あなた方に伺いたい点は、せめて予備費ですね、こういうものを早く閣僚懇談会でこれだけでは早急にやりたいという方針をきめて、予備費の一部でも早急に支出して、予算の成立した後にやるくらい熱意は僕は国民のために示していただきたいと思うのですが、この点、川島長官に伺いたいと思います。

○国務大臣(川島正次郎君) 総理の施政方針演説につきまして閣議でこれを検討した際に、特に交通関係閣僚からの注意がありました。従来、――私は詳しく知りませんが、おそらく施政方針に交通問題を取り上げたことはなかりうと思ひます。今度初めて池田総理大臣がやったと思いますが、内容は短くても十分盛り込まれておるわけでありまして、非常な誠意のあることだけは認めたいと思ひます。

それから予算の問題ですが、これはおそらく公共事業のことではなくて取り締まりのほうかと思ひますが、いづれにしても、三十七年度に盛られておる予算で足りなくて、交通対策上緊急を要するものということになれば、これは予備費で出す以外に補正予算を組む必要があろうと思ひます。この点につきましては、先般、私と総理大臣と、建設大臣と、二、三の閣僚で相談しまして、交通対策につきましては案がひとつ立つならば金を惜しまず出そうじゃないか、こういう話がはつきりできておるわけでありまして、三十七年度の予算執行の上に足りないときにはそういう措置をとることにいたします。

○矢嶋三義君 もう一問。法務省の方は早くからお見えいただいて非常によ

うございました。委員長の御要望でありまして、質問はきょうはあと一問にいたしますがね。おいでになつてゐる文部大臣と法務省のほうで答えたいだいて終りたいと思ひます。

それは、先ほどから質疑がありまして、道路の問題やら、いろいろありまして、交通行政の一元化の問題や、道徳の問題やら、いろいろ指摘されているが、交通道徳――交通モラル、ルールを守るといふこの慣習が国民の身につく、そして適正な取り締まりといふものが行なわれるといふことになつただけで、ある程度道路が不十分で時間がかかっても私はこの事故を相当減らすことが容易に可能だと思ひます。そういう面の努力を私は怠つてはならないと思ひます。そこで何つておきたい点は、一体、文部省としては、――あなたのほうだけの責任でもないが、学校教育、社会教育の面からどういふことをやられてゐるのか。具体的には僕はこの義務制の学校でも時事問題なり、あるいは一つの社会科の単元としてどういふものを教えて、そして子供のときから実践を身につけさせるということが大事だと思ひます。と同時に、社会教育の面で、成人教育の場において交通法規を守るといふ点ですね、こういう点を十分教育をし、実践させるような努力はされてゐるべきだと思ひます。これを、文部省は教育担当省としてどういふふうに把握され、どういふふうにやられてゐるのか。

それと、法務省並びに警察庁に伺いたい点は、一般の一般犯罪でも少年層の犯罪が多いというのだが――きょうは時間がないので申しませんが、交通

事故についても十八才から二十一、二十というのが一番多いですね。しかも暴行が多いのです。しかもこれをたば保護観察所に送り込んで、またここにルーズな取り扱いらしいのだね。ちよつとくらいお説教してすぐ放免する。それでまた同じことを繰り返す。そういう人に対して何か講習なり、再教育をするといふこともなされたい。で、非常に危険千万なんですね。こういうところに配慮することには大して時間もかからないし、予算も食わないと思ひます。しかもそれをやることによって事故といふものは相当減少を期待することができると思ひますが、そういう点をどういふように把握し、どういふ対策をされようと思ひてゐるのか、要点だけお答えいただいて、きょうは質問を終わりたいと思ひます。

○国務大臣(荒木高壽夫君) お答え申し上げます。

交通事故を防止する上に児童生徒に子供のときから特に交通道徳を守るといふ角度から十分に教へ込む必要性があることはお説のとおりだと思ひます。そこで学校教育を通じてとん

特別教育活動を近來活発にしていこうといふことで、児童会、あるいは生徒会の活動を通じて交通道徳を置いて、実際の訓練に従事させておるといふこともいたしております。さらにまた、学校行事といたしまして交通安全週間を現に実施いたしております。さらにまた、遠足や修学旅行で集団的な行動を通じての訓練を契機といたしまして、一般的な常識訓練にしておる。

交通安全週間の実施について調べてみますと、これは、まあ何と申しますか、抜き検査的な調査ではございますが、小学校の八〇％ぐらいが交通安全週間を設けて訓練をいたしておるという実情にございまして。さらにもう少し具体的なお話を申し上げます。ならば、小学校の学習指導要領に、社会科で、たとえば第一学年でもって、自分たちの周囲にはいろいろな道路があり、また、各種の乗り物が走つていて人や物を運ぶ大切な役割を果たしてゐるが、その利用には危険を伴うから登下校などには常に注意が必要であるといふ趣旨で教科書も編さんされておる。そして、先生方にも教へていただいております。先生方にも教へていただいております。また、体育科の指導要領を見ても、第六学年で、たとえば体育や保健に關する知識を涵養する。その中に交通安全、遊びや運動の事故その他日常生活における事故の原因と予防の仕方について知り、また、安全についての規則を理解し、必要に応じて安全についてのきまりを作るといふ角度から学校で指導をいたしておるわけでございます。

児童生徒ににつきましては至れり尽くせりとは申し上げかねますけれども、一応のことが常時教へ込まれておる。

ある。さらにこれを現場で徹底していただくように指導する必要はほん考えねばなりませんけれども、一応のことは措置いたしております。

なお、この機会に、長くなつておそれ入りますが、おとなになつてからの交通道徳が子供の時に涵養されるといふ御指摘は、まさしく同感であることは申し上げましたが、それと同時に、児童生徒が交通事故でやられるといふことも相当近來は多いようでありまして、それはおとなのせいですから、おとなの訓練ないしは取り締まり等を一方に置いてやつていただく必要があつてゐると思ひます。昨年の上半期の交通事故統計をちよつと瞥見して参りましたが、全国で二十二万件何がしかあると思ひます。人的事故がその中で児童生徒が交通事故にかつたのが約二〇％、その内訳をさらに解きほぐして聞いてみますと、児童生徒自身、たとえば自転車に乗つていてやられた、歩いていてやられたといふ、子供たちの不注意のために子供の責めに帰すべき事由によつて事故が起きたといふのが二〇％のうちの半分以上であります。全体の五〇％七割ぐらいと承知いたします。それにプラス、たとえば親が手を引いて歩いておつたところが、交差点で、つい親が先走つていったために、子供がもう無批判に飛び出したといふような、第二種事故とかいいますけれども、合

わせますと二〇％、子供自体の責めに帰すべき率は今申し上げましたように五・七割ぐらい、二十二万件中、二割を占める子供の被害の中で、子供たち自身はすいぶん注意をしておるといふことが立証されようかと思ひますが、それすらもが、一件といふこともなく

るようになければならぬことは当然でございまして、そういう意味において学校教育を通じて児童生徒を守るといふ教育は徹底いたしたいと思ひます。同時に、残りの相当数の事故はおとなの責めに帰すべき事由ですから、おとなの教育と取り締まりもあわせて嚴重にやられるべきものと心得ております。

○政府委員(竹内寿平君) 法務省としての立場から御質問にお答えをいたしたいと思ひます。

最近の、少年によつて起こされる交通事件は非常に累増いたして参つております。これは道交法による違反と刑法の業務上過失致死と、この二つに分かれますが、両方をひつくるめまして概数を申し上げますと、年間に約四十万人をオーバーしておる現状でございまして、その中で約一割の四万人は刑事処分を受けてそれぞれ罰を受けておるわけでございまして、さらに一分に当たる約四千余人が保護観察処分を受けることになりまして、これが法務省の所管のほかにまた戻つてきておるのでございまして、その他のものは家庭裁判所においてそれぞれ処分をしておるのでございまして、少年であるという特殊事情から、審判が不開始で終わる、あるいは処分をせずということで大半の事件は処理されておるようでございます。そこで、刑事罰を受けた者については、刑事罰としての意味を持つものでもございまして、今御質問の中にありました保護観察というふうな処分を受けた場合に、この少年たちをどういうふうに分けるのであろうかというところが一つの御疑問の点になつておるうかと思ひます。この点

につきましては、はたしてこの交通事件を起こしたような少年が保護観察の対象として適応性があるかどうかということが、学問上も実際上も疑問の存するところでもございまして、現に保護観察の処分を受けたものをほうっておくわけにいかないものでございまして、この点につきましては、鋭意いろいろな角度から研究をいたしてそれぞれ成果を上げておる次第でございまして、特に裁判所によりまして保護観察を多くする家裁もございまして、もうほとんど保護観察の処分をしない家裁もあるわけでございまして、そのきわめて少数の家裁から送られた事件をあずかつておる保護観察所におきましては、これらの少年についての違反の形体、原因等を調査いたしまして、これに應じて運転技術の再訓練あるいは順法精神の高揚などを行なう、そういったような特殊な保護観察の方法を研究いたしまして、それらの方法に基づいて金沢とかあるいは津等の保護観察所におきましては現に実施をしておるのでございまして、成績はきわめて良好でございまして、観察解除の率も非常に高いのでございまして、保護局におきまして、これをさらに全国的に実施したらどうかというふうなことを考へて、ただいま保護司の特別研修等も行なつて、その方面の施策を拡充して参りたいという考へを持っておりまして、さらにそれだけではなくして、昭和三十四年の九月から三十五年にかけては、交通違反の少年の精神状態、知能の状況等を科学的に調査を行ないまして、その結果をこれは部分的ではございますが、結論を得ておるの

でございまして、これらの少年の精神状況におきましては精神病質または精神薄弱者と認められるものはきわめて少ない。まあ四割程度だということでもございまして、また、知能は普通あるいは普通に近いものが多いのでありますけれども、複雑緻密な判断に適しないのではないかとというふうな意見がこへ出ておるのであります。このことは非常に重要なことでございまして、私どももこの結論が一地区のことでございまして、さらに広い範囲でこの鑑別の結果を総合いたしまして、もしここに参つておるような結論がなすける、また、一般的に承認される結論でございまして、この少年に対する免許等の問題につきまして、行政部門に反映いたしまして、その処置を誤らないようにいたして参りたいと思ひます。また、少年院等における訓練等におきまして、まあ交通運転を教えるというふうな作業もずいぶんやつておるわけでございまして、こういうことがはたしていかうかといううことにもつながる問題でございまして、慎重にただいま検討しておる状況でございまして。

○政府委員(木村行蔵君) 時間がありませんので、結論だけ二つばかり申し上げてお答えをいたしたいと思ひます。

少年の交通違反の關係は、非常に頭の痛い問題でありまして、いろいろ対策を練つてただいま実施しておるものもありませんが、二つだけ申し上げたいのは、一つは、旧道交法におきまして、小型自動車は、運転免許年令が十六才でありましたが、十八才にしました。それから第二種の電動機付自転車

が十四才でありましたのを十六才に引き上げたのであります。ところが、その後ただいま御案内のとおり、砂利トラック、ダンプカーというふうな大型の自動車を運転して非常に悪質な違反をいたし、非常に事故を起こしている事例もありませんので、これらの面において何らかの形で運転免許年令を引き上げる必要があるのではないかと思ひまして、鋭意検討いたしております。できるだけ早く結論を出したいと思ひますが、それが一点であります。

それからもう一つは、交通違反をいたしました少年なり、あるいは交通事故を起こした少年につきまして免許の取り消し、停止という問題につきましてここ三年前くらいは、比較的若干、必ずしもおとな並みにやらないという面もありましたので、昨年あたりからこの免許の取り消しなり停止についておとな並みというか、あるいはおとなにまさるとも劣らぬぐらいの嚴重に、これを適正に勵行する、こういう点を考へて実施いたしておるような状況であります。

○委員長(小林武治君) 本件につきましては、本日はこの程度といたしまして、次回は二月十三日午前十時から開会いたします。

本日は、これにて散会いたします。午後一明五十五分散会

銃砲刀剣類等所持取締法の一部を改正する法律案

銃砲刀剣類等所持取締法の一部を改正する法律案

銃砲刀剣類等所持取締法(昭和三十三年法律第六号)の一部を次のように改正する。

第二条第二項中「刃渡五・五センチメートルをこえる飛出しナイフ(四十五度以上に自動的に開刃する装置を有するナイフをいう。)」を「四十五度以上に自動的に開刃する装置を有する飛出しナイフ(刃渡五・五センチメートル以下の飛出しナイフで、開刃した刃体をさやと直線に固定させる装置を有せず、刃先が直線であつてみねの先端部が丸みを帯び、かつ、みねの上における切先から直線で一センチメートルの点と切先とを結ぶ線が刃先の線に対して六十度以上の角度で交わるものを除く。)」に改める。

第三条第一項第三号中「所持する場合」を「当該許可を受けた者が所持する場合」に改め、同条の次に次の一号を加える。

三の二 第二十条の二第一項の規定による銃砲の保管の委託を受けた者がその委託に係る銃砲を同条第二項の規定により保管のため所持する場合

第四条第一項を次のように改める。

次の各号の一に該当する者は、総理府令で定める手続により、所持しようとする銃砲又は刀剣類ごとに、その所持について、住所地を管轄する都道府県公安委員会の許可を受けなければならない。

一、銃砲刀剣類等所持取締法の一部を改正する法律案

二月六日本委員会に左の案件を付託された。

一、銃砲刀剣類等所持取締法の一部を改正する法律案

を改正する法律案

銃砲刀剣類等所持取締法の一部を改正する法律案

- 一 狩猟、有害鳥獸駆除、と殺、人命救助、漁業又は建設業の用途に供するため必要な銃砲又は刀剣類を所持しようとする者
- 二 政令で定める試験又は研究の用途に供するため必要な銃砲を所持しようとする者
- 三 国際的な規模で開催される政令で定める運動競技会のけん銃射撃競技に参加する選手又はその候補者として適当であるとして政令で定める者から推薦された者で、当該けん銃射撃競技の用途に供するため必要な銃砲を所持しようとするもの
- 四 国際的又は全国的な規模で開催される政令で定める運動競技会における運動競技の審判に従事する者として適当であるとして政令で定める者から推薦された者で、当該運動競技の出発台図の用途に供するため必要な銃砲を所持しようとするもの
- 五 祭礼等の年中行事に用いる刀剣類その他の刀剣類で所持することが一般の風俗慣習上やむを得ないと認められるものを所持しようとする者
- 第四條第二項中「前項」を「第一項」に改め、同項を同条第五項とし、同条第一項の次に次の三項を加える。
- 2 前項の規定による許可を受けた者は、銃砲又は刀剣類を所持することになつた場合においては、その所持することになつた日から起算して十四日以内に、総理府令で定めるところにより、その所持することとなつた銃砲又は刀剣類が当該許可に係る銃砲又は刀剣類であるかどうかについて、住所地在管轄する都道府県公安委員会の確認を受けなければならない。
- 3 第一項第三号に規定する政令で定める者が行なう推薦は、国家公安委員会が定める数の範囲内において行なうものとする。
- 4 第一項第三号に掲げる銃砲の所持の許可は、政令で定めるところにより、期間を定めて行なうものとする。
- 第五條第一項第一号を次のように改める。
- 一 十八歳に満たない者（空気銃の所持の許可を受けようとする者で、政令で定めるところにより、政令で定める者から推薦されたものにあつては、十四歳に満たない者）
- 第五條第一項第六号中「人の生命」を「他人の生命」に改める。
- 第五條に次の一項を加える。
- 3 都道府県公安委員会は、前条の規定による許可を受けようとする者に第一項第六号に該当する同居の親族（配偶者については、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下この項において同じ。）がある場合において、その同居の親族が当該許可の申請に係る銃砲又は刀剣類を使用して他人の生命若しくは財産又は公共の安全を害するおそれがあると認められる者であるときは、許可をしないことができる。
- 第八條第一項中第六号を第七号とし、第五号を第六号とし、同号を次のように改める。
- 六 許可を受けた者が第四條第一項第三号若しくは第四號の政令で定める者からその推薦を取り消された場合又は空気銃の所持の許可を受けた者が十八歳に満たないものが第五條第一項第一号の政令で定める者からその推薦を取り消された場合
- 第八條第一項中第一号から第四号までを一号ずつ繰り下げ、第一号として次の一号を加える。
- 一 許可を受けた者が許可を受けたい日から起算して三月以内に当該許可に係る銃砲又は刀剣類を所持することとならなかつた場合
- 第九條の次に次の一条を加える。
- （射撃場の指定等）
- 第九條の二 都道府県公安委員会は、銃砲で射撃を行なう施設のうち、その位置及び構造設備がその射撃を行なう銃砲の種類ごとに総理府令で定める基準に適合し、かつ、当該施設を管理する者及びその管理の方法が総理府令で定める基準に適合するものを、当該施設を設置し、又は管理する者（以下この条において「設置者等」という。）の申請に基づき、当該種類の銃砲に係る指定射撃場として指定することができる。
- 2 都道府県公安委員会は、指定射撃場について、第一項の総理府令で定める基準に適合しているかどうかを調査する必要があると認めるときは、警察官に立ち入り、検査させ、若しくは関係者に質問させ、又は当該指定射撃場の設置者等に対し、必要な報告若しくは資料の提出を求めることができる。
- 3 警察官は、前項の規定により立ち入り検査を行なう場合において、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。
- 4 都道府県公安委員会は、指定射撃場が第一項の総理府令で定める基準に適合しなくなつた場合において、その指定を解除することができる。
- 5 第一項の申請の手續その他指定射撃場の指定に關して必要な事項は、総理府令で定める。
- 第十條第二項第三号を次のように改める。
- 三 指定射撃場において、その指定射撃場の指定に係る種類の銃砲で射撃をする場合
- 第十條の次に次の一条を加える。
- （銃砲の保管の委託等）
- 第十條の二 第四條第一項第三号に掲げる銃砲の所持の許可を受けた者は、政令で定める場合を除き、政令で定める者に当該許可に係る銃砲の保管を委託しなければならない。
- 2 前項の規定により保管の委託を受けた者は、総理府令で定めるところにより、銃砲を保管しなければならない。
- 3 都道府県公安委員会は、前項の規定による銃砲の保管の状況について、同項の規定により銃砲を保管する者に対し、必要な報告を求めることができる。
- 第十一條第七項中「第二項を第三項」に改め、同項を同条第八項とし、同条第六項を同条第七項とし、同条第五項を同条第六項とし、同条第四項中「第二項」を「第三項」に、「許可が取り消された者からの譲渡、贈与、返還等により新たに所持の許可を受けようとする者」を「許可が取り消された者から譲渡、贈与、返還等を受けて当該銃砲又は刀剣類について所持の許可を受けた者」に改め、「申請をしたときは」の下に、「都道府県公安委員会は」を加え、「返還すること」を「返還するものとする」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項を同条第四項とし、同条第二項中「前項各号の一」を「第一項各号の一又は前項」に、「人の生命」を「他人の生命」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。
- 2 都道府県公安委員会は、許可を受けた銃砲又は刀剣類を所持する者について第五條第三項に規定する事情が生じた場合においては、その許可を取り消すことができる。
- 第十二條中「前条第一項」の下に「又は第二項」を加える。
- 第四章中第二十二條の前に次の一条を加える。
- （譲渡の制限）
- 第二十一條の二 武器等製造法の武器製造事業者、銃銃等製造事業者若しくは銃銃等販売事業者又は捕鯨用標識銃等製造事業者若しくは捕鯨用標識銃等販売事業者は、譲受人が第三條第一項第一号、第二号、第六号若しくは第九号に該当

することを確認した場合又は譲受人が第七条第一項の許可証を提示した場合でなければ、銃砲又は刀剣類(第三条第一項第四号に掲げるものを除く。)を譲り渡してはならない。

第二十二条の見出しを「刃体の長さが六センチメートルをこえる刃物の携帯の禁止」に改め、同条中「あいくち」に類似する刃物を、総理府令で定めるところにより計つた刃体の長さが六センチメートルをこえる刃物に改め、同条に次のただし書を加える。

ただし、総理府令で定めるところにより計つた刃体の長さが八センチメートル以下のはさみ若しくは折りたたみ式のナイフ又はこれらの刃物以外の刃物で、政令で定める種類又は形状のものについては、この限りでない。

第二十四条の次に次の一条を加える。

(銃砲刀剣類等の一時保管等)

第二十四条の二 警察官は、銃砲、刀剣類又は第二十二条に規定する刃物(以下この条において「銃砲刀剣類等」という。)を携帯し、又は運搬しているとき、疑うに足る相当な理由のある者が、異常な挙動その他周囲の事情から合理的に判断して他人の生命又は身体に危害を及ぼすおそれがあると認められる場合においては、銃砲刀剣類等であると疑われる物を提示させ、又はそれが隠されていると疑われる物を開示させて調べる事ができる。

警察官は、銃砲刀剣類等を携帯し、又は運搬している者が、異常な挙動その他周囲の事情から合理的に判断して他人の生命又は身体に危害を及ぼすおそれがあると認められる場合においては、銃砲刀剣類等に危害を及ぼすおそれがあると認められる場合においては、銃砲刀剣類等を提示させ、又はそれが隠されていると疑われる物を開示させて調べる事ができる。

2 警察官は、銃砲刀剣類等を携帯し、又は運搬している者が、異常な挙動その他周囲の事情から合理的に判断して他人の生命又は身体に危害を及ぼすおそれがあると認められる場合においては、その危害を防止するため必要があるときは、これを提出させて一時保管することができ。

3 前条第三項の規定は、警察官が前二項の規定により職務を行なう場合について準用する。

4 第一項及び第二項に規定する警察官の権限は、銃砲刀剣類等による危害を予防するため必要な最小の限度において用いるべきであつて、いさしくもその乱用にわたるようなことがあつてはならない。

5 警察官は、第二項の規定により一時保管した場合においては、すみやかに、その一時保管に係る銃砲刀剣類等を一時保管した場所を管轄する警察署長(以下この条において「所轄警察署長」という。)に引き継がなければならない。この場合において、所轄警察署長は、当該銃砲刀剣類等を一時保管しなければならない。

6 所轄警察署長は、第二項の規定により警察官が一時保管を始めた日から起算して五日以内(当該期間内であつても、一時保管する必要がなくなつた場合にあつては、直ちに)一時保管に係る銃砲刀剣類等を本人(当該銃砲刀剣類等について本人に対し返還請求権を有することが明らかな者があつた場合においては、その者)に返還するものとする。ただし、本人に

返還することが危害防止のため不適当であると認められる場合においては、本人の親族又はこれに代わるべき者に返還することができ。

7 所轄警察署長は、一時保管に係る銃砲刀剣類等が、第三条第一項の規定により当該銃砲又は刀剣類を所持することが禁止されている者から提出されたものである場合(当該銃砲又は刀剣類が、本人以外の者の所有に係り、かつ、その者が第二十七条第二項各号の一に該当する場合を除く。)においては、前項の規定にかかわらず、これを返還しないものとする。

8 第十一条第六項及び第七項の規定は、前項の銃砲又は刀剣類について準用する。この場合において、同条第六項中「許可が取り消された日から起算して六月以内」に前項の規定による返還の申請がない場合においては、当該仮留置した銃砲又は刀剣類」とあるのは、「前項の銃砲又は刀剣類」と読み替へるものとする。

9 所轄警察署長は、第六項本文に規定する者の所在が明らかでないため、第二項の規定により警察官が一時保管を始めた日から起算して五日を経過しても当該銃砲刀剣類等を返還することができない場合においては、総理府令で定める事項を公告しなければならない。前項の規定による公告の日から起算して六月を経過してもなお当該銃砲刀剣類等を返還することができない場合においては、その銃砲刀剣類等の所有権は、政令で定

める区分に従い、国又は都道府県に帰属する。

11 第六項から前項までに規定するもののほか、第二項及び第五項の一時保管に関して必要な事項は、総理府令で定める。

第二十五条第三項第一号中「許可を受けようとする場合」を「許可を受けた場合」と改め、同条第五項を同条第六項とし、同条第四項中「所持していた者」の下に「又はその者から当該銃砲若しくは刀剣類の譲渡、贈与、返還等を受けた者」を加え、「前項各号の一に掲げる」を「前二項に規定する」に改め、同条第五項を同条第三項の次に次の一項を加える。

4 第一項の規定により銃砲又は刀剣類が仮留置されている場合において、当該銃砲又は刀剣類を所持していた者が譲渡、贈与、返還等を受けて当該銃砲又は刀剣類について所持の許可を受けた者が総理府令で定める手続により返還の申請をしたときは、第一項又は第二項の規定により仮留置した警察署長は、当該銃砲又は刀剣類をその者に返還するものとする。

第二十七条第三項中「第十一条第五項及び第六項」を「第十一条第六項及び第七項」に、「同条第五項中」を「同条第六項中」に改める。

第三十三条 次の各号の一に該当する者は、六月以下の懲役又は一万円以下の罰金に処する。

一 第十七条第一項の規定により届出をせず、又は虚偽の届出をした者

二 第二十一条の二の規定に違反した者

第三十五条第三号を同条第五号とし、同条第二号中「第十一条第二項」を「第十一条第三項」に改め、同条を同条第四号とし、同条第一号中「第七条第二項」を「第四条第二項、第七条第二項」に改め、同条の次の二号を加える。

二 第九条の二第二項の規定により警察官が行なう検査を拒み、妨げ、又は忌避した者

三 第九条の二第二項の規定による報告若しくは資料の提出の要求に応ぜず、又は虚偽の報告をし、若しくは虚偽の資料を提出した者

第三十六条中「第三十三条」を「第三十三条第一号」に改める。

第三十六条の次に次の一条を加える。

第三十七条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、第三十一条、第三十二条第二号、第三十三条又は第三十五条第一号から第四号までの違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

附則

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

2 この法律の施行の際現に十八歳に満たない者でこの法律による改正前の銃砲刀剣類等所持取締法第

四、第一項の規定により銃砲又は刀剣類の所持について許可を受けているものは、その者が十八歳に達するまでの間は、この法律による改正後の銃砲刀剣類等所持取締法（以下「新法」という。）第四條第一項の規定により当該銃砲又は刀剣類について許可を受けた者とみなす。

3 この法律の施行の際現に都道府県公安委員会に対し銃砲又は刀剣類の所持の許可の申請をしていない者に対する年齢に関する許可の基準の規定の適用については、新法第五條第一項第一号の規定にかかわらず、なお従前の例による。

4 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

二月六日予備審査のため、本委員会に左の案件を付託された。

一、市の合併の特例に関する法律案

市の合併の特例に関する法律案
市の合併の特例に関する法律案

（趣旨）

第一条 この法律は、市が合併によつて都市の経営を総合的かつ一体的に行なうとする場合において、その合併を円滑ならしめるために必要な関係法律の特例を定めるものとする。

（定義）

第二条 この法律において「市の合併」とは、三以上の市（地方自治法昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二條の十九第一項の指定都市を除く。以下同じ。）の区域

の全部又は二以上の市及び一以上の町村の区域の全部をもつて一の市を置くことをいう。

2 この法律において「新都市」とは、市の合併により設置された市をいう。

（市の合併に関する特例）

第三条 市の合併に際し、次の各号に掲げる事項については、当該各号の定めるところにより、町村合併促進法（昭和二十八年法律第二百五十八号）又は新市町村建設促進法（昭和三十一年法律第六十四号）の当該規定の例による。ただし、町村合併促進法第九條第一項第一号中「一箇年」とあるのは「二箇年」と、同法第九條の三第一項中「三十をこえず十五を下らない範囲」とあるのは「八十をこえず十を下らない範囲」と、同法第十一條の五中「郡」とあるのは「郡市」と、「公職選挙法第十五條第一項及び第二項」とあるのは「公職選挙法第十五條第一項から第三項まで」と、同法第十一條の六中「他の市町村」とあるのは「他の地方公共団体」と、「市町村の一部事務組合」とあるのは「一部事務組合」と、同法第二十條の二中「十箇年」とあるのは「五箇年」と、新市町村建設促進法第二十一條中「新市町村建設計画」とあるのは「都市建設計画」と、「当該市町村の永久の利益となるべきものについて」とあるのは「当該市の永久の利益となるべきものについて」とは、市の合併が行なわれた日の属する年度及びこれに続く五箇年度に限り」とする。

一 関係市町村の議会の議員の任期及び定数

二 農業委員会の委員の任期及び定数

三 都道府県の議会の議員の選挙区

四 一部事務組合等

五 水産業協同組合

六 国の財政援助

七 職員的身分取扱

八 地方債の制限

九 地方税の不均一課税

十 地方交付税の算定

2 衆議院議員の二以上の選挙区にわたつて市の合併が行なわれることとなつたときは、公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第十三條及び同法別表第一の規定にかかわらず、同法別表第一が当該市の合併が行なわれた日以後最初に更正されるまでの間、なお従前の選挙区による。

3 前項の規定により従前の選挙区によることとした場合において、公職選挙法第十八條第一項の規定にかかわらず、選挙区の区域により市の区域を分けて数開票区を設けるものとする。

（合併促進協議会）

第四条 市の合併をしようとする市町村は、市の合併を促進するために必要な調査を行ない、都市建設計画を作成し、及び市の合併に関する協議を行なうため、地方自治法第二百五十二條の二第一項の規定により、合併促進協議会を置くものとする。

2 合併促進協議会の会長及び委員は、地方自治法第二百五十二條の

町村合併促進法第九條

町村合併促進法第九條の三

町村合併促進法第十一條の五

町村合併促進法第十一條の六

町村合併促進法第十九條

町村合併促進法第二十四條

新市町村建設促進法第二十一條

新市町村建設促進法第二十二條

新市町村建設促進法第二十三條及び附則第六項

3 第二項の規定にかかわらず、規約の定めるところにより、関係市町村の議会の議員並びに長及びその他の職員をもつて充てる。

3 合併促進協議会には、地方自治法第二百五十二條の三第二項の規定にかかわらず、規約の定めるところにより、関係都道府県の議会の議員及び学識経験を有する者を非常勤の委員として加えることができる。

4 合併促進協議会は、第一項の都市建設計画を作成するにあつては、関係都道府県知事の意見をきかなければならない。

（都市建設計画）

第五条 前条第一項の都市建設計画は、おおむね次に掲げる事項について定めるものとする。

一 新都市の建設の基本方針

二 新都市の建設の根幹となるべき事業に関する事項

三 公共的施設の統合整備に関する事項

四 新都市の財政計画

五 市の合併に際して必要な経過措置に関する事項

2 新都市は、都市建設計画を新都市の経営の基本として誠実に実施するとともに、市の合併により結集された能力を充分に發揮してその建設を計画的かつ効果的に進めなければならない。

（国、都道府県等の協力）

第六条 国、都道府県及び公共的団体は、新都市の建設に資するため必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

（新産業都市建設促進法に規定する市町村合併との関係）

第七条 この法律は、新産業都市建設促進法（昭和三十七年法律第百二十二號）第二十二條第一項に規定する市町村合併には、適用しない。

附則

1 この法律は、公布の日から施行する。

2 この法律は、この法律の施行の日から起算して十箇年を経過した時にその効力を失う。ただし、その時までに行なわれた市の合併については、その時以後もなおその効力を有する。

3 町村合併促進法の一部を次のように改正する。

第二十条の二中「町村合併後十箇年」を「町村合併が行なわれた日の属する年及びこれに続く十箇年」に改める。

二月七日日本委員会に左の案件を付託された。

一、旧沖縄県の地域における公職選挙法の適用の暫定措置に関する法律案(田畑金光君外二名発議)

旧沖縄県の地域における公職選挙法の適用の暫定措置に関する法律案

旧沖縄県の地域における公職選挙法の適用の暫定措置に関する法律

(この法律の趣旨)

第一条 この法律は、旧沖縄県の地域における公職選挙法(昭和二十五年法律第百号。以下「法」という。)の適用についての必要な暫定措置を定めるものとする。

(衆議院議員の選挙)

第二条 衆議院議員の定数は、法第四十一条及び奄美群島の復帰に伴う法令の適用の暫定措置等に関する法律(昭和二十八年法律第二百六十七号)第三条第一項の規定にかかわらず、当分の間、臨時に四百七十一人とする。

2 法第十三条及び同法別表第一の規定にかかわらず、旧沖縄県の地域をもつて一の選挙区とし、その選挙区において選挙すべき議員の数は、四人とする。

(参議院議員の選挙)

第三条 参議院議員の定数は、法第四十二条第二項の規定にかかわらず、当分の間、臨時に二百五十二人とし、そのうち百五十二人を地方選出議員とする。

2 法第十四条及び同法別表第二の規定にかかわらず、旧沖縄県の地域をもつて一の選挙区とし、その

選挙区において選挙すべき議員の数は、二人とする。

(政令への委任)

第四条 前二条に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な事項は、政令で定める。

附則

1 この法律は、衆議院議員及び参議院議員の選挙に関し、旧沖縄県の地域に法が適用されることとなる日以後において、政令で定める日から施行する。

2 この法律の施行後最初に旧沖縄県の地域において行なうべき衆議院議員及び参議院議員の選挙は、この法律の施行の日から起算して六月をこえない範囲内において政令で指定する期日に行なう。

3 前項の選挙において選挙された衆議院議員及び参議院議員の任期は、当該選挙の際現に在職する衆議院議員及び参議院議員の任期によるものとする。この場合において、当該選挙において選挙された参議院議員の任期は、得票数の多い者にあつては、当該選挙の際現に在職する参議院議員のうち任期満了の日までの期間が長い者の任期は、得票数の少ない者にあつては、当該選挙の際現に在職する参議院議員のうち任期満了の日までの期間が短い者の任期にそれぞれによるものとする。

昭和三十七年二月十三日印刷

昭和三十七年二月十四日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局